

令和4年第1回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和4年2月18日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 原 田 健 資	2番 武 澤 豪
3番 北 上 正 弘	4番 後 藤 修
5番 坂 東 重 夫	6番 藤 本 功 男
7番 笠 井 安 之	8番 中 野 厚 志
9番 笠 井 一 司	10番 川 人 敏 男
11番 檜 原 伸	12番 松 村 幸 治
13番 吉 田 稔	14番 森 本 節 弘
16番 木 村 松 雄	17番 阿 部 雅 志
18番 出 口 治 男	19番 原 田 定 信
20番 三 浦 三 一	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

6番 藤 本 功 男 7番 笠 井 安 之

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市 長 藤 井 正 助	副 市 長 町 田 寿 人
副 市 長 春 木 尚 登	教 育 長 高 田 稔
企画総務部長 坂 東 孝 一	市 民 部 長 矢 田 正 和
健康福祉部長 寺 井 加 代 子	産 業 経 済 部 長 岩 野 竜 文
建 設 部 長 川 野 一 郎	水 道 部 長 藤 野 芳 大
会 計 管 理 者 岩 佐 賢 二	教 育 部 長 石 川 久
危機管理局長 吉 川 和 宏	企画総務部次長 稲 井 誠 司
市 民 部 次 長 大 森 章 司	健康福祉部次長 小 松 隆
産 業 経 済 部 次 長 森 克 彦	建 設 部 次 長 高 田 敬 二
教 育 部 次 長 瀧 川 靖 治	教 育 部 次 長 森 友 邦 明
吉野支所長 伊 坂 好 史	土 成 支 所 長 相 原 繁 喜
阿波支所長 林 英 司	水 道 部 次 長 大 塚 清

農業委員会事務局長 松 村 栄 治

監査事務局長 野 崎 順 子

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 松永 祐子

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

- 日程第 1 市政に対する一般質問
- 日程第 2 議案第 1 号 令和 3 年度阿波市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 3 議案第 2 号 令和 3 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 4 議案第 3 号 令和 3 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 議案第 4 号 令和 3 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 5 号 令和 4 年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 4 年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 4 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 4 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 4 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 10 号 令和 4 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 11 号 令和 4 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 12 号 令和 4 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 14 議案第 13 号 阿波市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 15 議案第 14 号 犬墓財産区管理会条例の制定について
- 日程第 16 議案第 15 号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 16 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 17 号 阿波っ子条例の制定について
- 日程第 19 議案第 18 号 阿波市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 19 号 吉野庄境集会所の指定管理者の指定について

日程第 2 1 議案第 2 0 号 第 2 次阿波市総合計画基本構想の変更について

日程第 2 2 議案第 2 1 号 阿波市道路線の認定について

日程第 2 3 議案第 2 2 号 阿波市道路線の変更について

(日程第 2 ～日程第 2 3 質疑・付託)

追加日程第 1 議案第 2 3 号 令和 3 年度阿波市一般会計補正予算 (第 1 0 号) について

追加日程第 2 議案第 2 4 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

(追加日程第 1 ～追加日程第 2 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（松村幸治君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、4番後藤修君の一般質問を許可いたします。

後藤修君。

○4番（後藤 修君） おはようございます。

ただいまから4番後藤修が一般質問をいたします。

早速ですが、質問に入りたいと思います。

今回の質問は、大きく分けて3問の質問をさせていただきます。1問目はケーブルテレビについて、2問目は選挙について、3問目はごみ問題についてです。

まず、1問目のケーブルテレビについてです。

阿波市では、電気通信事業者として以前はソフトバンク株式会社と契約していましたが、現在は株式会社STNetとなっています。プロバイダーの利用も、私の周りではSTNetしか聞きません。そのあたり少し調べてみました。ACNホームページのQ&Aを見ると、阿波市でインターネットをしたい場合はSTNetとPickaraとしか契約できないのかという質問の答えでは、いいえ、そのようなことはありません、他社通信事業者様のサービスもありますので、お客様ご自身で判断してくださいとありました。しかし、多くの市民の皆さんがプロバイダーについて独占的なイメージを持っていることは変わりません。

そこで、1点目の質問として、プロバイダーについて独占的なイメージとなっているが、事業者を選べるようになっているのか。

2点目の質問では、データ放送についてお聞きします。

現在、ケーブルテレビでデータ放送を行っているのは、けーぶる12の121チャンネル

ルだけです。それも、放送内容やイベント紹介程度です。阿波市のACNの独自番組、自主デジタル放送の111チャンネルと文字放送のみの112チャンネルでは、データ放送を持ち合わせていません。自主デジタル放送では、昼夜を問わずいろいろな取材をし、また最近では、ドローンなどの空撮での撮影をされた阿波市の四季をお茶の間に行ながら楽しむことができます。文字放送のみの112チャンネルでも、行政からのお知らせなど市民生活に欠かせない情報を提供しています。

しかしながら、この2つの放送では必要な情報を必要なときに見ることはできません。自分に必要な情報がいつ流れるか分からないのが現状です。データ放送は違います。デジタルテレビをご覧の方は、リモコンのdボタンを押すだけで簡単にデータ放送画面を表示できます。アナログ放送からデジタル放送へ阿波市ではどのような検討をしているのか、お聞きしたいところです。

質問の2点目、データ放送の実施について検討されているのか。

以上、2点を順次答弁願います。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） おはようございます。

それでは、後藤議員の一般質問の1問目、ケーブルテレビについて2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のプロバイダーについて独占的なイメージとなっているが、事業者を選べるようになってきているのかについてでございます。

本市では、平成17年から平成19年の3か年で、ケーブルテレビ施設をはじめ光ファイバー網を市内全域にわたり整備を行いました。整備した光ファイバーのよりよい活用を目的として、音声告知機をはじめ、インターネットやIP電話サービスを提供するに当たり、使用権を取得する登録電気通信事業者の同意なしには契約を破棄することができないIRU契約について事業者選定を行った結果、本市では前電気通信事業者であるソフトバンク株式会社との間で、通信サービス提供事業者として平成19年度に契約を締結し、以降10年間、これらのサービスを提供してまいりました。その後、平成29年度末の契約満了に伴い、通信事業者を公募した結果、現在は提供事業者として株式会社STNetを選定し、阿波市議会の皆様のご承認をいただき、引き続き市民の皆様へ切れ目のないサービスの提供を行っているところでございます。

また、通信事業者の変更に伴い、主たるプロバイダーにつきましてもより高速な商品を

提供できるようになっております。一般的に、本市内で利用できるプロバイダーは現在多数あり、市民の皆様のご判断により決定していただくものとなっておりますが、ケーブルテレビ網を利用してのプロバイダーは、IRU契約を結んでいる電気通信事業者側が定めることとなっております、契約上1つの選択のみとなっております。

次に、2点目のデータ放送の実施について検討されているのかについてでございます。

現在、阿波市ケーブルネットワークACNでは、民放、NHK、BSチャンネルのほか、自主放送番組としまして自主デジタル放送の111チャンネル、文字放送のみの112チャンネル、徳島県内のケーブルテレビ局で構成されておりますけーぶる12の121チャンネルを放送しております。その中で、自主デジタル放送の111チャンネル、文字放送のみの112チャンネルでは、台風などの緊急時に市民の皆様に避難所などの状況を迅速にお伝えできるよう、テロップを用いたL字放送を放映しております。

議員ご質問のデータ放送につきましては、現在民放各局でもデータ放送を活用し、視聴者に選択形式により見える形で数値化するなど、参加型の情報発信が多く取り入れられております。総務省の調査結果では、熊本地震時には地上波放送による一貫した情報発信が有効的であり、特に発災時から復旧期に向けて、L字型画面やデータ放送を活用したテレビ画面上での生活情報や行政情報など、地域に密着した情報の提供についての評価が高いとされています。また、これらのことから本市では、緊急時など行政からの情報発信につきましては、即時性、正確性を要する事案も多いと考えております。今後の阿波市ケーブルネットワークACNでのデータ放送の在り方につきましては、気象情報や交通情報などの外部有料情報のほか、自主放送の災害特別番組の予告など、財政面、運用面も考慮しながら幅広い観点から検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より順次答弁いただきました。

1点目の答弁では、STNetのサービスではより高速な商品が提供できる、またプロバイダーも選択が可能であることが分かりました。しかしながら、民間事業者の光回線が近くにない場合は、選択のしようがないことも聞いています。メールアドレスについても商売などの付き合いで簡単に変更できず、別にメールアドレス維持のためにお金を払っているケースもあると聞いています。阿波市独自の光回線でも、民間に貸すなどの検討もお願いいたします。

2点目の答弁では、ACNの2チャンネルについて、台風などの緊急時に、避難所などの情報についてテロップを用いてL字放送していることも分かりました。私も以前見たような記憶があります。また、データ放送について、生活情報や行政情報、さらに気象情報や交通情報を含めて情報発信できるように、財政面も考慮しつつ検討するとの前向きな答弁をいただきました。最終的には、阿波市ケーブルテレビ放送番組審議会で検討されるものであると思いますが、そこで再問として、阿波市ケーブルテレビ放送番組審議会の委員でもある町田副市長にお尋ねします。

再問として3点目、ケーブルテレビの今後の方向性について答弁願います。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 後藤議員の一般質問の1問目、ケーブルテレビについての再問、ケーブルテレビの今後の方向性について答弁させていただきます。

最初に、阿波市のケーブルテレビ整備事業は、平成17年4月1日の阿波市誕生後の重点事業の一つとして、「新市まちづくり計画」に掲げた地域の情報、通信ネットワークの充実に基づきまして、平成17年度から平成19年度の3か年で、総事業費約42億円で、財源といたしましては、国や県の合併補助金、合併特例債などを有効活用いたしまして、光ファイバー網、施設内の機器、音声告知機などの整備を実施いたしました。そして、管理運営に関しましては、平成20年度と平成21年度は阿波市直営で管理をいたしまして、その後に将来にわたる市民サービスと情報発信等の継続性を、行政と民間の適切な役割分担のもと、効率性、専門性や行政責任の確保を考慮した結果、平成22年度より指定管理者制度を導入いたしまして現在に至っております。

次に、現在のケーブルテレビの加入率につきましては市内世帯全体で約92%となっており、市内全域において、民放やNHK、近畿圏内の一部の放送、BS、CS放送等、そしてメインでございます自主放送番組を放送しております。先ほど後藤議員から紹介がありましたように、私自身も学識経験者や各種団体の代表で構成される阿波市のケーブルテレビの放送番組審議会に長年委員として携わってまいりました。このような視点から将来の方向性を考えますと、今後はDXの流れのもと、ICTの発達や4K、8K放送のさらなる普及により、テレビ放送を高解像度で快適に視聴でき、速度環境に至っては、5Gの通信サービスでの配信など、放送技術は日々進化していくものと考えております。しかしながら、阿波市のケーブルテレビは公設でありますので、民間と違い様々な制限や費用対効果を考慮することが重要でございます。それらを把握しながら、今後も時代の潮流を把

握し、引き続き自主番組の充実のため、先ほど議員も申しました現在ドローン映像なども取り入れておりますが、これら新たな技術をさらに充実させるとともに、県内のケーブルテレビ各局との連携によるコンテンツ配信なども行うことで、より魅力のある番組づくりを実施していけたらと思っております。そして、情報発信において、今後も地域密着型の本市のケーブルテレビとして市民の皆様から評価されるよう、鋭意事業の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 町田副市長より答弁いただきました。

合併特例債を活用して光ファイバー網の整備をしたこと、サービス情報発信を持続的に維持するために、平成22年から指定管理制度による運用へ変更したことが分かりました。そして、現在加入率が約92%と高いことも分かりました。今後においても、自主放送番組の充実や最新技術の活用、ドローン映像なども取り入れ番組づくりを実施する、また地域密着型ケーブルテレビとして事業向上に努めるとの答弁をいただきました。期待しております。

ここで、今回の質問に関係した資料が一部手元にありますので、見ていただきたいと思います。

データ放送についてです。市民の皆様に分かりやすく説明するために、今回も夜なべをしてパネルを作ってきました。（パネルを示す）これは、愛知県日進市のケーブルテレビのデータ放送部分を抜き出したものです。行政からのお知らせ、日進市、十字キーで3つのメールを選択できるようになっています。下には、青、気象情報、赤、ライブカメラ、緑、防災情報、黄色、防犯情報となっています。右上にライブカメラの映像もあります。日進市のお知らせメールを選んだとして、次のパネルに移ります。（パネルを示す）

にっしんお知らせメールを開けると、新型コロナウイルス感染情報や、地域福祉課からの情報がすぐに見られます。次に、赤のボタンを押してみるとライブカメラの映像に変わりました。（パネルを示す）ここでは、主要交差点の状況が見えます。朝の通勤に、道路の混雑情報として活用できます。右上は、中学校付近の映像です。子どもたちの通学の安全・安心も気になるところです。右下の映像は、河川、ため池が映っています。台風や大雨のときに、家から出なくても外の状況が分かります。そのほかにも、地域の天気予報や道路情報、ラジオ、警察からのお知らせや、防災、防犯情報のQRコードなどの情報が満

載です。限られた財源から何を優先するかは大事なことです。便利だから作るという考え方もあると思います。しかし、南海地震や台風などの災害は、場所も時間もなく襲ってきます。安全・安心なまちづくり、正確な情報を市民の皆さんに提供できる仕組み、その一つがデータ放送ではないでしょうか。参考にさせていただければと思います。

次の質問に移ります。選挙についてです。

現在の選挙では、多くの方が期日前投票所を利用するようになっています。阿波市でも、以前は阿波農村環境改善センター、旧阿波市役所北側、土成コミュニティセンター土成支所西側の2か所にありました。現在は庁舎の1か所です。土成、吉野、阿波町の市民からは、期日前投票所が遠くなったとよく言われます。また、選挙のポスター掲示場についてもたくさんあるが、本当に必要なのかという声もいただいています。

(パネルを示す) このパネルは、阿波市のポスター掲示場を表した地図です。左上に書かれているように、吉野地区21か所、土成地区26か所、市場地区40か所、阿波地区35か所の合計122か所となっています。吉野地区で小さく赤丸で囲んだところ、福島歯科付近では、150メートル四方に3か所の掲示場、市場地区でも町筋では100メートル四方に3か所の掲示場があります。

そこで、今回の質問に入りたいと思います。

1点目として、期日前投票所として大型ショッピングセンターや高等学校に設けることはできないのか。2問目の質問として、選挙ポスター掲示場の設置について、掲示場の数を減らせないか、以上2点を順次答弁願います。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 答弁をさせていただく前に、選挙管理委員会に係る質問に関しましては、阿波市選挙管理委員会委員長の承諾をいただいておりますので、本日は私のほうから答弁をさせていただきます。

それでは、後藤議員の一般質問2問目、選挙について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の期日前投票所について、大型ショッピングセンターや高等学校に設けることはできないのかのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、期日前投票制度につきましては、選挙人の利便性や投票環境の向上を図る有効な手段として認識しているところでございます。本市におきましても、期日前投票所を市役所1階の市民情報スペースに設置し、過去4年間に執行された選挙では投票率全体の約

15%を占めております。議員ご質問の大型ショッピングセンターや高等学校での期日前投票所の設置につきましては、これまでも調査研究し、検討を行ってまいりましたが、ネットワーク環境の構築をはじめとする二重投票防止策の徹底、投票の秘密保持が可能な投票所スペースの確保、投票箱、投票用紙などの保管場所の確保や人員の配置など、多くの課題がございます。また、高等学校への設置につきましては、このような課題に加え、設置時期により授業や行事等の調整が必要となることから、設置は難しいものと考えております。

次に、2点目の選挙ポスター掲示場の設置について、掲示場数を減らせないのかでございます。

選挙ポスター掲示場の設置等につきましては、公職選挙法施行令において、公衆の見やすい場所に設置しなければならないとされており、設置数につきましては、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積の基準により設置数が定められております。この基準に基づき本市の設置数を算出しますと、市内に141か所の選挙ポスター掲示場を設置する必要があります。一方、山林地域や河川区域など特別な事情がある場合には、県選挙管理委員会と協議の上、ポスター掲示場の数を減らすことができると定められており、本市ではこのような状況も考慮した上で、現在のところ市内に122か所設置しております。

今後におきましても、選挙ポスター掲示場の設置数につきましては、人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して現在の設置数となっていることから、現在の設置数を維持してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

1点目の答弁では、期日前投票にて投票率の約15%を占めており、市としても選挙人の利便性や投票環境の向上について有効な手段として認識し、調査研究し、検討を行ったことが分かりました。質問させていただきました大型ショッピングセンターや高等学校については多くの課題があり、今すぐの実現は難しいことも分かりました。

しかし、平成の大合併で投票難民という言葉も最近出てきています。他の自治体の取組として、移動式期日前投票所を導入するケースも増えていきます。ある自治体では、移動投票所として公用車を改造したもので、車の荷台には記載台と投票箱が乗せられ、地域の集会所を巡回し、有権者が訪れて投票するという仕組みで、過疎が進む地域で投票の機会

を確保しようとしています。今回の質問では、大型ショッピングセンターや高等学校と限定しましたが、移動投票所なども含めて今後も調査研究し、検討していただければと思います。

2点目の答弁では、法令では141か所の選挙ポスター掲示場を設置する必要があるようですが、特別な事情がある場合として、阿波市では122か所と基準より19か所少ないことが分かりました。法令遵守は大事なことでありますが、公職選挙法は昭和25年にできた法令であり、現状とはかけ離れた環境になっています。公衆の見やすい場所として道路の歩道付近で提示されているのもよく見ますが、必然的に交通量の多い場所に設けられ、事故を誘発する可能性も高い場所と考えられます。市職員の皆さんが選挙ポスター掲示場の設置場所確保にご苦労されていることも、重々承知しております。しかし、多くの市民の皆様が望まれているのは、現在の設置数を減らして、その費用をもって期日前投票所を充実してほしいとの願いだと思います。この2点の質問について今後も検討していただければと思います。

これでこの項の質問を終わります。

次の質問に移ります。ごみ問題についてです。

新ごみ処理施設の質問は、これまで幾度となくしてきました。今回は、阿波市民の皆さんの負担に関わる処理費用、コストについて質問いたします。本日の最後にも、川人議員から新ごみ処理施設についての質問があると聞いておりますので、私からはこの1点の質問とさせていただきます。

質問として、新ごみ処理施設について、1トン当たりのごみ処理費用は現状と比較してどのように変わるのか、以上答弁願います。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 後藤議員の一般質問の3問目、ごみ問題についての1点目、新ごみ処理施設について、1トン当たりのごみ処理費用は現状と比較してどのように変わるのかについて答弁をさせていただきます。

現在稼働中の中央広域環境センターにおける1トン当たりのごみ処理費用については、令和2年度の決算額で算出をいたしますと約4万5,000円となっております。一方、新ごみ処理施設における1トン当たりのごみ処理費用については、中央広域環境施設組合が実施した令和3年度ごみ燃料化施設好気性発酵乾燥方式の整備に係る事業方式等検討業務において調査をしており、約2万5,000円から2万8,500円になるものと報告

を受けております。現在稼働中の中央広域環境センターと新ごみ処理施設のごみ処理における1トン当たりの処理費用を比較いたしますと、新ごみ処理施設が低コストとなることから、稼働開始後の組合を構成する阿波市、板野町、上板町への財政面での負担が少なくなるものと考えております。新ごみ処理施設の稼働により財政負担を少しでも減少させ、本市が掲げる様々な目標達成に向け貢献できるように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 矢田市民部長より答弁いただきました。

令和2年度の決算額で見ると、1トン当たり4万5,000円と、過去と比べると若干安くなっています。しかしながら、新ごみ処理施設での処理では、1トン当たり約2万5,000円から2万8,500円と、1万6,500円から2万円と約4割以上安くなる計算です。阿波市から排出される年間1万トンの処理だと、1億6,500万円から2億円程度のコストダウンになる計算です。当然、このようなお金の一部は地元の周辺対策に使われるべきだと思いますが、また昨日原田定信議員の提案のそよかぜ広場の遊具の整備等にも利用できるものだというふうに思います。ほかにも、高齢者や障害者の粗大ごみの収集支援や、雑紙を指定ごみ袋と交換するようリサイクル支援などにも考えられると思います。このような支援を提案することにより、さらにごみ処理施設について多くの市民の理解が得られるのではないのでしょうか。検討いただければと思います。

最後に一言、発言の機会を与えていただいた市民の皆さん、本当にありがとうございます。これで4年間、16回目の全ての私の質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで4番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時35分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 9番笠井一司、一般質問をいたします。

任期最後の定例会での質問となりました。できるだけ多くの部局にまたがるよう、また

一般質問ですので重なる質問も多いと思いましたが、6項目の質問を提出いたしました。年度末であり、お忙しい方も多いと思われるので、できる限り簡潔に質問したいと思います。

まず、開会日冒頭の市長の行政報告で、令和4年度の当初予算及び主要事業などの今後取り組む市政の主要課題等についてご報告がございました。阿波市の財政運営、財政状況については、常に関心を持っていかなければならないと思っております。

そこで、第1点目は通年予算であります。当初予算に関連して、阿波市の財政状況についてお伺いしたいと思います。

1点目ですけれども、義務的経費が増加傾向にあるが、市の財政状況をどう見ているのか、また将来の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 笠井一司議員の一般質問1問目、財政状況について、義務的経費が増加傾向にあるが、市の財政状況をどう見ているのか、また将来の見通しについて伺いたいについて答弁をさせていただきます。

当初予算における義務的経費につきましては増加傾向にあり、直近3か年では令和2年度97億7,141万6,000円、令和3年度98億2,953万円、令和4年度99億9,084万9,000円となっております。増加の要因といたしましては、高齢化の進行等による社会保障費の増大に加え、会計年度任用職員制度の導入により、今まで臨時職員として雇用された方の経費が、物件費という消費的経費とされるものから、人件費として取り扱われるようになったことが上げられます。さらに、幼保連携型認定こども園の民営化に伴い、施設に対し運営の委託費として支払われる施設型給付費が扶助費として計上するようになったことも、義務的経費の上昇の大きな要因となっております。また、令和4年度一般会計当初予算における義務的経費の増加の大きな要因といたしまして公債費があり、前年度と比較して1億1,333万7,000円増加しております。これは、令和元年度に未来の礎として認定こども園などを整備し、その財源として借入れを行った合併特例債の元金償還が開始されるためでございます。公債費の上昇につきましては十分な注意が必要ですが、合併特例債につきましては、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されますので、令和4年度の公債費の上昇が直ちに財政の悪化につながるものではないと考えております。

今後におきましても、令和4年度から新たに借入れが可能となる過疎対策事業債をはじめ

め、合併特例債、緊急防災・減災事業債などの普通交付税に算入される有利な財源を積極的に活用しながら、時間外勤務手当の縮減による人件費の抑制を図るなど、義務的経費の削減を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） ただいまご答弁をいただきました。

義務的経費は、令和3年度と比較して約1億6,000万円増大していますが、これは高齢化の進行等による社会保障費の増大など、また分析の変更などもあったようですが、特に令和4年度の大きな要因として、公債費が約1億1,000万円余り増加しております。公債費の増加は、令和元年度の認定こども園整備のための合併特例債の償還開始によるもので、元利償還金の70%が普通交付税に算入されるため、直ちに財政の悪化につながるものではなく、今後とも、例えば昨日議論となりました過疎債などの有利な財源の積極的な活用と経費の削減により対応していくということでございます。

そこで、厳しい財政運営の中ではありますが、これまで整備を行ってきたハード事業は一段落したということでもあり、市債の状況を見てますと、その残高が私が初めて議員となりました平成26年度末で253億円、27年度末で243億円、28年度末で228億円、29年度末218億円、30年度末205億円、令和元年度末211億円、令和2年度末210億円、令和3年度末の見込額ですけれども202億円と、減少傾向で経過してまいりました。令和4年度末当初予算での年度末見込額が190億円と、ようやく200億円を下回る事となりました。200億円というのは阿波市の予算のおおよそ1年分に相当する金額でございますので、一つの目安になるのではないかと考えております。

そこで、市の財政状況についての再問ですが、2としまして、2年度末の市債残高が…。失礼しました、年度末の市債残高がようやく200億円を下回る見通しとなりました。今後の市債の償還予定と市債残高の見込みを伺いたいと思います。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 笠井一司議員の一般質問1問目、財政状況についての再問、年度末の市債残高がようやく200億円を下回る見通しとなった。今後の市債の償還予定と市債残高の見込みを伺いたいについて答弁をさせていただきます。

令和4年度一般会計当初予算の償還金は25億5,000万円を計上しておりますが、令和5年度の償還金は令和4年度と比較して1億2,000万円減の24億3,000万

円、令和6年度ではさらに1億8,000万円減の22億5,000万円を見込んでおります。一方、令和4年度当初予算編成後の市債残高につきましては、令和3年度末見込額から12億5,000万円減少し、190億1,000万円を見込んでおります。主な要因といたしまして、合併特例債、臨時財政対策債の償還が進み、合併特例債につきましては5億9,000万円減の92億円、臨時財政対策債については4億2,000万円減の66億7,000万円を見込んでおります。

今後の市債残高につきましては、令和5年度末では177億1,000万円、令和6年度末では165億8,000万円と試算しております。償還額、市債残高それぞれ減少傾向ではありますが、将来の負担が過度にならないよう、必要な事業には十分な予算配分を行った上で、市債の借入れが真に必要な事業かを精査し、バランスの取れた予算編成を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） ただいまのご答弁のように、合併特例債と臨時財政対策債の償還が進み、令和6年度末には市債残高は約166億円になると試算しているとのことであり、今後も、しばらくは多額の公債費の支出が必要です。また、今後老朽化した公共施設の維持管理経費も必要でありますので、歳入の確保と経費の削減に努め、慎重な財政運営が求められますが、一方で現在の基金残高が約136億円ということも考えますと、市の財政状況はひとまずは安心かと思われ、

次に、来年度はソフト事業を中心として進めるということですので、新年度の新規事業についてお聞きしようと思っております。

行政のデジタル化につきましては、昨日藤本議員のご質問がありましたが、私もこれまでに何度か質問させていただきました。そして、阿波市では、今年度の機構改革で阿波市の情報化、デジタル化の推進のため市政情報課を設置し、積極的に取り組んできており、今年度の新規事業として、市長の行政報告に行政デジタルトランスフォーメーション推進事業がございました。

そこで第2点目、行政デジタルトランスフォーメーション推進事業について、事業を進めることで市民の利便性の向上やサービスの迅速化を図るということですが、どのような点を改善しているのかお伺いします。昨日の藤本議員の質疑と関連するところもありますけれども、どうかよろしくお願いたします。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 笠井一司議員の一般質問2問目、行政DX、デジタルトランスフォーメーション推進事業について、利便性の向上やサービスの迅速化を図るということだが、どのような点を改善するのかについて答弁をさせていただきます。

近年、社会のデジタル化が急速に進んでおり、自治体のDX分野におきましても、デジタル化に対応していかなければならない状況にあります。そのため、本市では従来紙での申請のみで受け付けておりました子育て関連15手続、介護関連11手続につきまして、オンラインによる申請も受付できるよう住民情報システムの改修を行い、またオンラインで申請されたデータも安全に送受信できるよう、令和4年度中にサーバーの追加、ネットワークの変更などを行う予定としております。本整備を行うことで、市民の皆様にはマイナンバーカードと、マイナンバーカードの読み取り、個人認証が可能なスマートフォンがあれば、いつでもどこでもオンラインでの手続の申請が可能となります。一方、行政側のメリットとしましては、申請内容がデータで送付されてきますので、住民情報システムへデータのまま取り込むことが可能となり、手入力や印刷などの作業が省力化され、より事務の効率化が図れるようになります。

今後におきましても、DXに関する事業につきましては、市民の皆様の利便性を考え、行政サービスが向上するよう鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 子育て関連、介護関連について、これまで紙のみの申請であったものをオンラインでの申請も可能にするということで、大きな改善が図られるようです。行政内部のデジタル化を図ることも重要ですが、一方で利用者である市民の利用のサポートも必要かと思えます。例えば、代表的なものとしてe-Tax、これは市のシステムではないんですけども、かなり普及はしてまいりましたが、私はまだできません。目的のサイトにどうやって入っていくのか、パスワードは何だったか、どうやって必要な書類を作ったらいいいのか、添付書類はどうするのか、ちゃんと送信できているのか、情報は心配ないのか、また年1回のことでもあります。そういうことを考えますと、紙で提出する申告書には絶大な安心感があります。また、昨年のコロナウイルスワクチンも、電話での申込みが殺到し、一部に混乱が見られましたが、ネットでの利用がもっと普及しておればということも思います。

そこで、今後のデジタル化を進める上で、利用者である住民の申請手続等をサポートすることも必要と思いますが、どう考えるのかお伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 笠井一司議員の一般質問2問目、行政DX、デジタルトランスフォーメーション推進事業についての再問、利用者である住民の申請手続などをサポートすることも必要と思うが、どう考えるのかについて答弁をさせていただきます。

行政のデジタル化に伴い、今後各種手続につきましてはオンラインでの申請が可能となりますが、従来どおり紙での申請手続も並行して行われます。また、お使いのスマートフォンの種類や接続環境、マイナンバーカードのパスワードロックなどによりオンライン申請ができない場合も考えられます。これらの問題を解決するため、特に煩雑な操作につきましては、担当課を含め市政情報課内の情報システム担当とも連携しながら、一例を挙げますと、各地域へ職員が出向き、手続講座の開催やACNを利用しての説明コーナーなど工夫を凝らした支援を行い、市民の皆様がデジタル化を体感していただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） ただいまのご答弁では、オンラインによる申請と紙での申請、両方並行して行えるということですので非常に安心ではありますけれども、オンラインでの申請は、慣れない者にとっては非常にハードルは高いものと思います。手続講座の開催や、ACNを利用しての説明による支援を行いたいということですので、市民が使いやすいものになって初めてデジタル化が有効なものとなりますので、今後の市民への普及にもご努力いただくようお願いいたします。

次に、3点目として、障害者福祉費についてお伺いいたします。

障害者福祉費は、今年の当初予算では約14億円を占めている重要な予算であり、事業であります。私も、過去に1年だけ福祉行政に携わったことがあります。福祉行政は高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、母子福祉、人権問題、介護問題、低所得者対策など非常に幅広く、内容も複雑で、その多くが国の施策によっている行政運営でございます。そのため私も十分分かってはおりませんが、今回その中で、特にこれまであまり質問で取り上げられてこなかった障害者福祉についてお伺いしようと思います。

そこで、障害者に対する福祉行政は、障害の種別や程度によって人それぞれ細かい対応

が必要であります。阿波市としてどのような施策を展開しているのか、お伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） 笠井一司議員の一般質問3問目、障害者福祉についての1点目、障害者に対する福祉行政は、障害の種別や等級によって人それぞれの細かい対応が必要である。市としてどのような施策を展開しているのかについて答弁させていただきます。

本市では、障害者施策として、障害者基本法に基づく全ての人々が相互に人格と個性を尊重する共生社会を実現することを目的とした阿波市障がい者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定めた阿波市障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めた阿波市障がい児福祉計画の3つの計画を個別の法律により策定しております。本市における計画では、「みんなが輝き合う自立と共生のまち、あわ」の基本理念のもと、障害福祉サービスの充実を図っており、今後この3つの計画を令和5年度に見直し、計画の一本化を行う予定としております。

議員ご質問の障害者に対する福祉行政において、市としてどのような施策を展開しているのかについてであります。まず障害福祉サービスとして、ホームヘルパー等が介護や家事援助等の必要な援助を行う訪問系サービス、通所等により必要な介護や訓練等を提供する日中活動系サービス、施設等で必要な援助を提供する居住系サービスがあり、事業所との連携を図りながら、サービス提供基盤の確保に努めております。加えて、地域生活支援事業では、成年後見制度の利用に際して費用等の助成をする成年後見制度利用支援事業や、必要な情報提供や助言等を行う計画相談支援など、サービス提供事業者等との連絡調整を行っております。さらに、障害児支援として、発達の気になる子どもに対して、日常生活の基本動作や指導、知識や技能の提供、集団生活への適応等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児通所支援サービスの提供体制の充実を図っております。

また、本市では、一般就労が難しい障害のある人に働く場を提供する就労支援は重要施策の一つと考えており、福祉施設から一般就労への移行等の推進に努めております。具体的には、就労支援の利用促進を図る必要があることから、農業従事者の高齢化や働き手の

不足という農業者側の需要と、障害者側の就業率や、経済的自立が難しいという福祉側の需要から、農業生産活動に携わる農福連携の取組を推進しております。今年度、旧大俣保育所の跡地を利活用して、農福連携の就労支援事業所1団体に新規参入していただきます。今後におきましても、事業所や関係機関等と連携し、障害者福祉のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 本市での障害者への施策は、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、阿波市障がい者計画をはじめとした3つの計画により展開し、ホームヘルパー等が必要な援助を行うなどの福祉サービスや、相談支援などの地域生活支援事業、放課後等デイサービスなどの障害児支援、さらに一般就労が難しい障害のある人に働く場を提供する就労支援を重要施策として取り組み、昨日の質疑にも出てまいりましたが、特に今年度には旧大俣保育所跡地を活用して、農福連携の就労支援事業所に提供するなどの様々な施策を行っております。この就労支援事業所につきましては、武澤議員のご尽力があったというふうにお伺いもいたしております。

障害者には様々な支援が必要で、きめ細かいサービスやサポートが阿波市としてはできているのではないかなと思っておりますが、さきにも申しましたけれども、障害者に対する福祉行政は、障害の種別や程度、そしてその人の環境によって様々です。現在の施策だけでは行き届かないところもあるかと思っておりますので、関係者の声を聞いていただいて、さらなる充実に努めていただきたいと思います。また、障害者への支援は家族が主に行っているケースが多いわけですが、高齢等の事情によりそれが行えなくなった場合、どうしたらいいのか非常に心配されます。なお、昨年夏には、家族がコロナウイルスにかかったときの市としての対応について保護者からの陳情もあったと思っておりますが、コロナウイルスの場合は一時的なものです。家族が高齢等になり支援ができなくなった場合は相当深刻なものだと思います。

再問として、そうした場合、市としてはどのような対応をしていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） 笠井一司議員の一般質問3問目、障害者福祉についての2点目、再問で、障害者への支援は家族が主に行っているケースが多いが、高齢等の

事情によりそれが行えなくなった場合、市としてはどのようなサポートをしていくのかについてご答弁させていただきます。

障害がある方にとって日常生活を送っていく上で受けることができる必要な公的支援サービスとして、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスがあります。この障害福祉サービスは、障害の種類や程度、介護者、居住の状況、利用される方の意向などを踏まえ、利用できるサービスの種類や量が決定されます。家庭内で支援をするご家族が、支援を必要とする障害のある方を高齢等の理由により支援を行うことが困難になった場合には、それぞれのご家庭の状況に応じて、居宅での入浴、排せつ、食事のお世話が困難ということであれば、ホームヘルパーによる居宅介護サービス、さらに居宅での生活が困難ということであれば、グループホームに入所ができる共同生活援助サービスが利用できるものと考えております。また、障害福祉サービスとは別に、市単独事業で緊急時受入れ事業も実施しており、介護者の急病、事故などの理由により、障害のある方の介護を行う者が不在になったときにおいて、施設への一時受入れなどの緊急の対応を行っております。これらの障害福祉サービスや緊急時受入れ事業については、事前に利用者と事業者との調整が必要であるため、市民の皆様には、これらの制度や相談窓口が福祉事務所であることについて、広報あわやケーブルテレビ、阿波市ホームページ等の広報媒体で周知に努めます。

本市といたしましては、社会福祉協議会や民生委員、児童委員等の関係機関と連携し、支援を必要とされる方が身近に相談ができるネットワークづくりにしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） ご答弁では、グループホームに入所するなどの措置とか、市単独で緊急時受入れ事業などを実施しているということですが、一時的なものだけではなく、障害者及びその家族が安心した生活が送れるよう、障害者を切れ目なく支える体制づくりをお願いしたいと思います。

次に、今定例会に森林環境譲与税基金条例の制定についての議案が提出されております。森林行政には、林業の育成、植林、木材の利用、林道の整備と、防災にも関連する治山事業や保安林の保全があります。森林行政についても、これまであまり取り上げられてこなかった分野でございますので、第4点目として森林環境譲与税基金条例について質問をしたいと思います。

1点目として、森林環境譲与税を基に基金を設けるということですが、基金設置によってどのような事業を行うのか。2点目として、基金の造成計画や目標値はどのように考えているのか、以上2点をお伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 笠井一司議員の一般質問の4問目、森林環境譲与税基金条例について、2点ご質問をいただいておりますので順次答弁をさせていただきます。

まず1点目、森林環境譲与税を基に基金を設けるということだが、どのような事業を行うのかについてでございますが、国は森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養など国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながるとしております。一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっていることから、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律を施行し、森林環境税及び森林環境譲与税を創設しました。森林環境税につきましては、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人につき年額1,000円を市町村が徴収することとされております。

また、森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、同時に施行された森林経営管理法による新たな森林管理システムを円滑に実施するための財源として、農林業センサスの私有林、人工林面積と、国勢調査の林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分され、令和元年度から令和6年度までは段階的に譲与されます。さらに、災害防止、国土保全機能強化等の観点から森林整備を一層促進するため、令和2年度から6年度までの各年度の森林環境譲与税について、前倒しで増額されております。本市の譲与額の状況でございますが、令和元年度が612万8,000円、令和2年度は1,302万2,000円と段階的に増額となり、本年度は新たな農林業センサス、国勢調査の結果が反映されることから約1,150万円を見込んでおり、令和6年度からは譲与税の全額となる約1,800万円が毎年度譲与される見込みであり、大変有利な財源であると考えております。

なお、森林環境譲与税の用途につきましては、法律により間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当することと

されております。このため、本市では、国指定の天然記念物である土柱周辺の松林を保全するための森林病虫害防除事業や、間伐や保育による国土の保全、水資源涵養等多面的な機能保全のための森林整備事業、森林整備事業に伴う効率的な森林施業の実施に必要な作業道や林道の整備事業などを実施してまいります。また、本市を含む3市2町と、県及び公益財団法人徳島森林づくり推進機構などで構成した推進協議会が、森林所有者の意向を基に人工林の間伐を行う森林整備事業や、森林所有者の世代交代や不在化により、不明確な森林所有者の調査や、境界くい復元を行う境界明確化事業などを実施してまいります。今後も、森林所有者の意向を踏まえ、本市の実情に合った適正な森林管理を行う事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の基金の造成計画や目標額をどのように考えているかについてでございますが、現時点では松林を保全するための森林病虫害防除事業や、森林施業の実施に必要な林道整備事業など、現行実施しております事業におおむね譲与分を充当していることから、基金の造成計画や目標額は設定していないところです。今後、将来的に不明確な境界の復元を行う森林境界明確化事業や、森林の間伐を行う森林整備事業の増加が見込まれるため、造成計画や目標額については、より精緻な事業量等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 森林環境譲与税については、間伐や人材育成、木材の利用促進に充てられるということですが、阿波市では特に土柱周辺の松林の保全のための病虫害防除や、森林施業のための林道整備などに使う予定で、令和4年度では1,100万円程度、将来的には1,800万円程度と多額ではないため、譲与分が出れば積み立てるということでございます。目的が定められた譲与税ですので、有効にまた計画的に活用いただきたいと思っております。

次に、市の消費生活センターについてお伺いいたします。

消費生活センターにつきましては、平成28年9月の定例会で設置を提案いたしました。その後、平成29年6月に設置されましたが、年々相談件数も増加し、当初は産地偽装や消費期限などの商品の品質に関わる問題が念頭にあったと思いますが、現在では架空詐欺などに象徴される、より犯罪性の高い問題も多くなってきております。

第5点目は、消費生活センターの活動状況について、消費生活相談の現状や活動状況、

相談件数などについてお伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 笠井一司議員の一般質問の5問目、消費生活センターの活動状況についての1点目、消費生活相談の現状や活動状況、相談件数などについて答弁をさせていただきます。

消費生活センターは、消費者の利益の擁護と増進を図り、市民生活の安定と向上に資するため、平成29年6月、市役所1階に設置し、消費者相談の受付、問題解決に向けての助言やあっせんを行い、相談者の不安を払拭するための支援拠点としています。最初に、消費生活相談の現状でございますが、相談の実績件数は、令和元年度が238件、2年度が276件で、前年比38件の増加となっており、本年度は4月から1月末までに196件の相談が寄せられています。

次に、令和2年度の年代別の相談割合は、60歳代以上の方が全体の50%以上を占めており、相談内容では、事業者の信用性が66件、次いでインターネット通販のトラブルが51件で上位を占めています。

次に、活動状況でございますが、日々の相談業務に加え、消費者被害の未然防止のため、相談員による消費生活出前講座の実施や、啓発チラシの全戸配布、広報紙やホームページ、ケーブルテレビでの注意喚起、消費者協会との協働による被害防止キャンペーンといった啓発活動を行っています。さらには、中学生や新成人など若年層への消費者教育も行っています。また、今年度は県内で還付金詐欺の電話が多発し、本市におきましても、昨年5月から本年2月にかけて、介護保険料の還付金に関する不審電話の相談が寄せられており、還付金詐欺など特殊詐欺が疑われる相談があった場合には、阿波吉野川警察署と速やかに連携し、音声告知放送やケーブルテレビ、ホームページにより市民への注意喚起を迅速に行っているところでございます。

当センターでは、このような電話を介した消費者被害等を未然に防止するため、昨年8月より、在宅時間が長い65歳以上の方を対象に、迷惑電話防止機能つき電話機等の購入補助を実施し、17名の方にご活用をいただいております。この補助金の対象機器は、全国防犯協会連合会が推奨する優良迷惑電話防止機器のうち、自動応答録音機能つき固定電話、もしくは固定電話に外付け可能な自動応答録音機能がある機器でございます。補助額は購入金額の2分の1、上限額は1万円で、令和4年度も助成を予定しておりますので、有効にご活用をいただきたいと考えております。そのほか、消費生活の地域の見守りとい

たしまして、当センターを中心に警察や民生委員、消費者協会などにより、阿波市消費者安全確保地域協議会を設立し、それぞれの活動の中、市民の消費生活の安全確保に努めております。

今後も、市民の皆様が安全で安心して生活を送っていただけるよう、迅速で適切な消費者相談の充実を図るとともに、積極的な周知啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 年200件を超える消費者相談があり、また増加傾向で、様々な内容の市民の安全・安心に込めることができていると感じました。相談内容も、事業者の信用性やインターネット通販などについてなどが多くなり、当初の想定とは大分変わってきているのかなというふうに思われます。そして、阿波市としては迷惑電話防止機能つき電話機等の工事補助をするなど、新たな取組がご紹介されました。今後とも、市民の消費生活での安全・安心を守るために、積極的な周知啓発活動と消費者相談の充実を図っていただくとともに、消費者被害の未然防止と被害の迅速な解決に努めていただくよう期待いたします。

それでは、最後第6点目になりますけれども、第6点目は公共事業の計画的な実施について伺いいたします。

昨年12月の定例会では、原田定信議員の質問もございましたが、阿波市の道路の多くは至るところで老朽化しております。以前より度々要望し、質問しておりますが、あまり進んでいるようには見られません。道路の改善、整備を進めていただきたいと思います。

そして、もう一点は少し視点を変えて、建設業は地域にとって重要な産業であります。過去に多くの公共事業が発注されたり、急激に削減されたりして大きな波がありました。建設業は建設業法という法律があり、登録や資格を有する技術者の確保が必要で、各工事現場には必ず現場代理人を配置しなければならず、事業費が年によって大きく増減することにはなかなか対応できません。最近は少なくなったかもしれませんが、一時ダンピングの問題や、不落、不調で入札が成立しないということがあったと思いますが、そういうことが原因でもあります。道路の改善を着実に進めるためにも、地域産業としての建設業育成のためにも、公共事業を計画的に行うべきだと思います。

そこで、改めて1点目として、道路の改善が進んでいないので道路の整備を進めていた

だきたいということと、2点目として、市内建設業の育成のためには、年によって偏ることのない平準化した計画的な公共事業の実施が必要と思うがどう考えるか、以上2点をお伺いしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 笠井一司議員の一般質問の6問目、公共事業の計画的な実施について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の道路の改善が進んでいないので、道路の整備を進めていただきたいについて答弁させていただきます。

市が管理する道路の総延長は約1,077キロメートルで、そのうち約9割が舗装された道路となっておりますが、近年地域に密着した市道の多くで、舗装の老朽化によるひび割れやわだち掘れが発生し、毎年市民の皆様から舗装修繕について数多くのご要望が寄せられております。寄せられた要望箇所につきましては、建設課職員が現地調査を実施し、安全性、老朽度合いや利用頻度などを考慮し、評価を行い、予算の範囲内において優先順位をつけ順次対応しております。しかし、修繕箇所の規模や事業費により即座に対応できない場合や、要望路線全区間を単年度で施工できない場合もあり、要望者の方にはその旨を説明し、ご理解をいただいております。このことから、限られた予算の有効利用及び道路修繕の推進の観点から、舗装劣化に応じた部分的な舗装改修や、舗装改修区間を2か年に分割発注するなど、引き続き計画的かつ現地に応じた工事発注に努めてまいります。

次に、2点目の市内建設業の育成のために、年によって偏ることのない平準化した計画的な公共事業の実施が必要であると思うがどう考えるかについてでございますが、本市では、道路整備事業として主に舗装修繕工事及び道路改良工事などに取り組んでおります。事業を実施するに当たり、国、四国4県、市町村などで構成する四国地方公共工事品質確保推進協議会において示された建設業者の閑散期、繁忙期をなくす工事時期の平準化を進めるため、事業計画を立て、年次ごとに工程を組み、協議しながら計画的に工事発注を実施しております。舗装修繕では、年間を通してできる限り分散した発注に努めておりますが、梅雨の時期、また稲作等の農業機械通行に配慮した施工となることから、工事発注時期が年度後半に偏る傾向になっております。また、道路改良工事においては、年度予算の関係で、測量設計、用地取得、改良工事、舗装工事と事業を年次的に進める必要があることから、年度により改良舗装工事の発注が集中することもございます。

この状況を踏まえ、施工延長の短い舗装修繕については、年度当初の発注、道路改良工

事ではきめ細かな発注時期の調整を図るなど、議員お話しのとおり、年間を通した工事発注の平準化を進めるため、今後におきましても柔軟かつ計画的な工事発注に努め、市民の皆様が安全・安心して利用できる市道整備に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 道路の修繕等については、私も含めてこれまで多くの方が質問しており、質問の趣旨については十分ご理解いただいていると思いますので、道路修繕の推進と工事の計画的発注についてよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

最後になりましたが、さきの方が発言されましたのでお名前は繰り返しません、6名の皆様は今議会を最後に退職されることになりました。皆様には本当に丁寧にお教えをいただき、大変ありがとうございました。御礼を申し上げますとともに、皆様にはご健康で、またまだまだお若いので、これからもこれまでの知見を生かしてご活躍されることをお祈りしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで9番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時40分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

武澤豪君。

○2番（武澤 豪君） それでは、議員番号2番、志政クラブ武澤豪、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

今から4年前に議員としての活動が始まり、早いもので今回の質問が1期目最後の質問となりました。振り返りますと、今回を含め一般質問が13回、代表質問が3回と、全ての議会において様々な質問や提案をさせていただきました。この質問や提案の中でも、私が1期目に特に力を入れた最重要項目がスマートインターチェンジ設置についてです。今回、1期目の最後の質問もスマートインターで締めくくりたいと思いますので、理事者の方々の答弁をよろしくお願いいたします。

平成30年6月議会において初めて、議員として緊張感があふれる中、スマートインター設置について質問を行いました。当初は明確な答弁をいただくことも難しく、現実不可能ではないかとの疑問を持ちながら質問をしたことを昨日のように思い出します。しかし、市長をはじめ理事者の方々や、協力関係者の方々の熱意により、令和元年に阿波市市場町にスマートインター設置が許可されました。私としても非常にうれしく、子どものようにはしゃいだことを思い出します。

では、最初の質問として、令和元年から現在までのスマートインターの進捗状況と、今後の予定はどのようになっているのかについて答弁願います。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 武澤議員の一般質問の1問目、スマートインターの進捗状況と今後の予定はどのようになっているのかについて答弁させていただきます。

（仮称）阿波スマートインターチェンジは、令和元年9月に国土交通省より新規事業化の箇所選定を受け、10月に連結許可書が伝達され、これを受け、11月には徳島県、阿波市及び西日本高速道路株式会社四国支社3者による相互協定書を締結いたしました。議員ご質問の進捗状況でございますが、令和元年12月に、本市と西日本高速道路株式会社四国支社とで締結した建設事業に関する基本協定に基づき、同月地元自治会の皆様への事業説明会を開催し、事業に対するご理解をいただきました。その後、令和2年4月に測量立入り説明会を開催しまして、測量業務に着手し、併せて令和2年8月には、西日本高速道路株式会社四国支社においても、（仮称）阿波スマートインターチェンジ道路詳細設計の受注者が決定し、市と連携を図りながら計画的に事業を進めてまいりました。この成果を基に、令和2年12月には地元自治会の皆様と第1回設計協議を開催し、頂戴した様々なご意見、ご要望を参考に計画に反映させ、令和3年2月に第2回設計協議の場において、地元自治会の皆様との合意形成が図られたことから、同年4月、市役所において設計協議確認書締結式を開催し、地元代表者、徳島県、市及び西日本高速道路株式会社四国支社の4者による確認書への署名を行いました。令和3年度は、引き続き道路詳細設計を進めながら、用地に関する業務も発注しており、8月下旬には用地補償の地元説明会を開催、10月下旬には地権者及び隣接者の皆様に現地においでいただき、境界立会を行い、事業範囲の確定及び用地境界の確定を完了したところでございます。

今後の予定でございますが、本定例会に当初予算として国の交付金や合併特例債等を活用し、用地費8,700万円、工事費として8,100万円などを上程させていただいて

おります。議員各位にご審議、議決をいただいた上で、令和4年度から地権者の皆様との用地補償協議に入り、その進捗により工事着手ができるよう準備を進めております。今後も引き続き、県や西日本高速道路株式会社四国支社など関係機関と連携を図りながら、地元自治会の皆様のご理解をいただき、計画的に事業遂行に努め、早期実現を目指し取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○2番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

令和元年に、西日本高速道路株式会社四国支社と締結した建設事業に関する基本協定に基づき、地元自治会の皆様に事業説明会を開催、令和2年4月に測量立入り説明会を開催し、測量業務に着手、併せて令和2年8月には、西日本道路株式会社四国支社においても、（仮称）阿波スマートインターチェンジ道路詳細設計の受注者が決定し、事業を進めていること、そしてその成果を基に、令和2年12月には地元自治会の皆様と第1回設計協議を開催し、令和3年2月に、第2回設計協議の場において地元自治会の皆様と合意形成が図られ、令和3年4月に市役所において設計協議確認書締結式が開催され、また令和3年8月には用地補償の地元説明会を開催、10月下旬には地権者及び隣接者の皆様に現地にて境界立会が行われたとのことでした。

今後の予定では、当初予算として用地費、工事費が合わせて約1億7,000万円が上程され、議決後に用地補償協議と、その進捗により工事着手の準備が進んでいるとのことでした。地元の地権者の方々のご理解をいただくことは相当な努力と交渉力が必要になりますが、引き続きよりよい阿波市のまちづくりのためご尽力をお願いいたします。また、多額の費用がかかることも承知しておりますが、先ほど部長が申し上げられました合併特例債など、少しでも阿波市に有利な交付金を利用いただき、ハード面でもソフト面でも納得のできるものになるようによろしくをお願いいたします。

では、最後に入ります。

スマートインターの重要性について過去何度かお話をさせていただきましたが、改めて申し上げますと、1、阿波市西部の農産物や加工品などの輸送のメリットが見いだせる、2、阿波市の観光地への誘導や観光開発にメリットがある、3、災害時の物資輸送や避難道路として、4、他の市町村、県外からの利用者による経済活性化などが上げられます。また、2025年には関西大阪万博も開催予定であり、徳島県阿波市をアピールできる機

会であると考えております。このような様々なメリットが考えられますが、実際にメリットを具現化するには様々な努力や資金、交渉が必要になります。

では、スマートインター完成後のまちづくりの方向性をどのように考えられているのかについて、藤井市長に答弁をお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 武澤議員の再問、スマートインターチェンジ完成後のまちづくりの方向性はとの質問に答弁をさせていただきます。

（仮称）阿波スマートインターチェンジは、地域活性化の起爆剤となる重要な施設と考えております。活力あふれるまちづくりを掲げている本市にとりましては、早期開始に向け、スピード感を持って事業を遂行しているところでございます。この施設が整備されることによりまして、高速道路ネットワークの機能を最大限発揮し、農業をはじめとする地域経済活動、医療活動、観光周遊性の向上による交流人口の拡大など、多くの効果が期待できます。さらに、本市が進めている雇用の創出や地域産業の活性化が図れる企業誘致においても、立地条件や交通アクセスのよさが重要な判断材料となることから、（仮称）阿波スマートインターチェンジの完成は、企業誘致を進める上でも大きな弾みとなります。引き続き（仮称）阿波スマートインターチェンジの完成を見据えまして、本市の特性を生かした観光振興や企業誘致の推進による雇用確保などに全庁挙げて取り組み、活力あふれるまちづくりを推進してまいります。加えて、近い将来発生が危惧されております南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時に、県中央部の後方支援拠点となるアエルワへの迅速な物資輸送や救援活動に対しても、高速道路の機能が最大限発揮できる施設でございまして、本市の安全・安心のまちづくりの基盤となるものでございます。

このように、（仮称）阿波スマートインターチェンジは数多くの効果をもたらす施設であることから、一日も早い完成に向けまして積極的な事業展開を図り、人が行き交い、活力にあふれ、そして災害に強く、暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいります。今後におきましても、国や県、西日本高速道路株式会社四国支社と連携を図り、スマートインターチェンジの早期完成を目指すとともに、議員ご質問のスマートインターチェンジ完成後のまちづくりについても、国や県また地元の皆様のご意見、ご要望をお聞きしながら、全庁一丸となって検討してまいりますので、議員各位におかれましてはご支援、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○2番（武澤 豪君） 市長から答弁いただきました。

農業をはじめとする地域経済活動、医療活動、観光周遊性の向上による交流人口の拡大、そして企業誘致を進める上で大きなメリットになる。また、南海トラフ巨大地震など大規模災害に対し、物資輸送や救援活動など、安全・安心のまちづくりの基盤となることでした。阿波市に2025年開通予定である（仮称）阿波スマートインター、1期目の議員活動として、設置に向けて様々な意見や提言をさせていただき、無事設置、開通に向けて動き始めているようで非常にうれしく思います。しかし、スマートインター設置がゴールではありません。スマートインター開設前の今からが、阿波市の未来に向けたスタートになります。藤井市長の答弁にもあったように、阿波市の活性化の起爆剤に必ずなるものであることは間違いありません。昔からの言葉で、言うはやすく行うは難しとの言葉があるように、何事においても言葉で夢や理想を語るのは簡単ですが、いざ実行となれば非常に難しいものであることは承知しております。もし、2期目も質問や提案のできる立場であるのなら、未来を見据えた阿波市の発展に向け、市民の皆様と理事者の方々、そして議員の方々と力を合わせて、阿波市のまちづくりに精いっぱい頑張る所存です。

最後になりますが、今議会で退職される皆様、誠にお疲れさまでした。退職後も、魅力ある阿波市の発展にお力添えをよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。1期目4年間、お世話になりました。

○議長（松村幸治君） これで2番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後0時00分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番原田健資君の一般質問を許可いたします。

原田健資君。

○1番（原田健資君） 1番原田健資、一般質問を始めさせていただきます。

今回は過疎対策、1つ、今回の指定の状況、2つ目が歴史文化を守る、3番目に過疎バス復活、それともう一つの項として阿波市の観光、1つ、善入寺島から境目までウォーキングコースの設定をということでやらせていただきます。

それでは、1番目の過疎対策、今回の指定の状況、歴史文化を守る、過疎バス復活、これでやらせていただきます。

マスコミ報道によりますと、阿波市内で過疎地域に指定されたところがあるようです。過疎については前日質問がありましたが、再度質問いたします。よろしくお願ひいたします。

今回の指定ですが、過疎になってしまっているのやら悪いのやら、何か補助金があるのかなどの思いでございます。でも、やはり過疎地域と言われると寂しい思いでございます。これから対策が何か予想されますが、対策はいいのですが、対策のやり過ぎでふるさとの山々がずたずたに、林道造りなどで壊されてしまうことがないよう、古道——古道、古い樹木——古木、里山の道、歴史的民家など、よく調査して保存に努めてほしいとの思いでございます。気を遣ってほしいのでございます。香川県のことですが、古道の歴史道が林道工事ですたずたになってしまったことがあります。阿波と讃岐の間の古道がなくなってしまった、ちょっと通り抜けられなくなったことを私は経験しております。それから、先祖が守ってきた古い木、古木について心配される方から電話をいただいたことがあります。自宅とか山に大きな木が残っているそうでございまして、古木の命を守る、そんな配慮も心配されておりますので、よくやっていただけたらと思います。

文化向上面では、今日の写真ブームに乗って、人物像など観光として見えるものとして、何か地元の伝説などを基にそういう観光開発、観光の目玉になるようなもの、過疎市の集客のためになるものが期待されます。義経、弁慶、那須与一、戦国の武将など、こういう伝説も市内にはあるようでございます。夢のある目玉商品みたいなものを開発していただければ、客寄せにもなるんじゃないかと思ひます。

次に、過疎バスですが、昔過疎バスと言われておりました日開谷線でございますが、当時は補助金があったのではないかと思ひます。あったんでしょうね。以前は全8便ありましたが、8便あったのですから、2便ぐらい残ってもいいのではないかと思ひますけれども、残してほしかったんですが、今はデマンドバスの出現で全廃されております。デマンドバスが走っている今は、競合して完全復活は無理だと思ひます。元のバスのよさ、元のバスの乗合バスの路線バスのよさである、誰でも市外の人でも登録会員以外でも、外国人でも誰でも乗れる部分、その部分を残し、またバス停の復活、バスの立ち寄り用のためのバス停の復活、立ち寄りバス呼出し用のバス停を設置して、市外の人や旅人向けにそういうバス停も導入してほしい。利便性の向上になるようにしてほしいと思ひてお

ります。

また、市外の吉野川市の駅、病院に行っているようでございますけれども、市外の香川の寺、郵便局、風呂へも呼び寄せ、立ち寄り用のバス停を作っていただき、設置していただき、利便性の向上を図ってほしいと思います。この路線は、もともと讃岐と市場の間のバスが出だしでありますので、そういうような配慮もお願いしたいと思います。香川県内には、4キロか6キロちょっと走っていただき、進入していただきますと、そういうふうな便利さがさらに増して、香川のお客さん、お遍路さんなど少しはお客様が増えるんじゃないかと思っております。歴史ある路線です。ルート維持にも努めてほしいと思っております。平日のさぬき市、東かがわ市のバスは大変安い、超安いんです。讃岐と阿波との相互交流、相互利用で安く行き来できるようにすれば、阿波市民にとってもいいのではないかと思います。また、風呂の入浴券も、そういうふうな阿波市、東かがわ市の間で両方が使えるようにしていただきますと相互利用できるようにやってほしい。できるようにしていただきますと、さらに便利になるのではないかと思っております。広域交流、海部郡のほうでは、バスと自動車、両用バス、DMV——デュアル・モード・ビークルは高知県内まで行ってるようですね。そういうふうな感じで、こちら香川の客を取り込むという意気込みでバスの交流をやっていただきますと、集客になるんじゃないかと思っております。

こういうふうな意見を私は述べさせていただきましたが、今回の質問、過疎対策、今回の指定の状況、歴史文化を守る過疎バスの復活、今申し上げましたとおりでございますけれども、その3点を重点に質問させていただきますので、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 原田健資議員の一般質問1問目、過疎対策について3点のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の今回の指定の状況についてでございます。

過疎地域をその区域とする市町村につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき公示することとされており、令和2年国勢調査の結果により、令和4年4月1日に新たに市場町が過疎地域に指定され、公示されることとなりました。徳島県内の過疎地域の状況につきましては、現在県内24市町村のうち12市町村が過疎関係市町村とされており、令和4年4月1日には本市を加えた13市町村となる予定でございます。

次に、2点目の歴史文化を守るについてでございます。

過疎地域は、自然災害の発生防止、多様な文化の継承や良好な景観の形成などの多様な機能を有しており、これらの地域資源を活用した地域活力の向上が実現するよう取り組むことが重要であります。このため、過疎対策事業の実施に当たり必要となる過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、過疎地域の自然環境や歴史文化の特性を踏まえ、計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、3点目の過疎バス復活についてでございます。

阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりは、平成31年4月から運行を開始しており、本市の課題の一つであった公共交通空白地域の解消につながっているところでございます。利用者の皆様からは、新たな乗降場所の設置や運行時間に関するご要望をいただいておりますが、全体的に高い評価をいただいているものと考えております。一方で、市民以外の方が利用できる公共交通につきましては、市内の一部区域で民間のバス事業者が運行している状況でございます。このため、市民の皆様からのご意見、ご要望や、このような現状を踏まえ、公共交通事業者、学識経験者、各種団体の代表者などで構成する阿波市地域公共交通活性化協議会において、今後の本市における地域公共交通の将来像について検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） ご答弁ありがとうございました。

過疎ってお金が大分入る、大分か少ないか入ると思います。有効に使っていただければと思います。過疎地域資源を活用した、また自然環境や歴史文化の特性を踏まえて計画していただけるというご答弁でございました。どうぞ、先ほども申しましたように、自然環境、歴史文化を大切にして進めていっていただきたいと思います。

過疎バスの復活では、空白地帯解消とありましたけれども、既に前からある路線バスのほうはなくなってしまったんで、新たな過疎ができて、こちらのほうの空白地帯が解消された。元あったところは空白地帯になったわけでございまして、そこらあたりも先ほど申しましたけれども、何か復活のテーマに入れていただければありがたいと思います。民間のバスも走っているところ、吉野町のほうでは走っているようでございますけれども、こちらの日開谷の路線も、何か昔のバスのよさを生かしていただきたい。いただけたらいいかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。過疎地帯がこの機会によく発展す

るような対策を講じていただきまして、日開谷路線の復活なりにより近づけていただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

この項は、これで終わらせていただきます。

続いて、2つ目でございます。

阿波市の観光、善入寺島から境目までウオーキングコースの設定をとということで質問させていただきます。

阿波市の観光といえば、阿波町の土柱、土成町宮川内のたらいうどんということで、この2つが大きなビッグなものになっていると思います。土柱とたらいうどん、阿波市の観光冊子がありますけれども、土柱とうどんに大きなページを割いております。お遍路さんとか柿原堰もありますけれども、ほかの部分はもうほとんど小さな枠で案内されております。阿波市といえば土柱か、たらいうどんということになります。なりますんでしょうかねということでございますけれども、昨年テレビで話題になった人で、松永弾正久秀、戦国の武将ですけれども、教科書にも出るような人物らしく、何とその人は市場町日開谷沿いの村に関係があるようなのです。テレビで全国的に話題となりました。ローカル番組でも取り上げられたという人物、そんな人がいたのですが、阿波市内では目立った盛り上がりがなかったように思います。

韓国ドラマでは、観光ブームとなった町があります。訪れる人がいっぱい、国内にもあります。テレビ、映画で有名になった町があります。今回の松永弾正久秀さんは、何か残念なまま、盛り上がりのないまま去っていきました。残念な感じが残ってしまいました。でも、松永城は跡が残っておりますので、何か新しい看板とかあればいいと思います。どうでしょうか。近くには、犬墓大師堂や犬墓時計台もあります。日開谷の小学校、神社もあります。ウオーキングコースにすれば最適ではないかと思いました。

一方で、新しいテレビドラマが始まっているようです。若い頃の源義経は、さぬき市でしばらく修行、在住したという話があります。在住していたので、阿波、讃岐の道には修行時代から詳しかったのかもしれませんが。義経、弁慶ですが、平家物語には入野山、大坂峠という言葉が出てきます。平家物語のこの地名ですけれども、入野山が何と市場町大影境目のイチョウすぐそば100メートルまでのところに来ているのです。100メートルのところに入野山があるわけでございます。入野山という地名が阿波と接しているところにあるわけでございます。さらに、大坂峠が境目のイチョウから1.8キロの北のほうにあるわけでございます。義経の越えたかもしれない大坂峠が、市場町境のすぐそばにある

わけでございます。この大阪峠は、日開谷の源流点ともなっております。入野山に流れ込む日開谷川は、阿波町勝命まで流れてきて吉野川に注いでおりますけれども、戦いに負けた平家も、一部はその谷、峠を越えて日開谷に沿って下っていき、祖谷に逃げた、このルートは祖谷のほうの宣伝文書にも載っております。平家も源氏も越えた日開谷ということになればいいかとは思いますが。テレビのドラマで、新しいテレビ番組でこの大阪峠がどれくらい取り上げられるか、まあ興味津々、期待しております。

そこで、香川・徳島県境の村、大影境目ですが、この付近もウォーキングに最適ですのでコースに入れていただければと思います。八丁坂の峠、イチョウ、それから大影小学校跡、それから阿波と讃岐の間にある橋、両国橋といいますけども、両国橋、それから香川県側には郵便局、ふるさとの店、市の支所とかがあります。新しいテレビドラマに合わせて売り込むのもいいかもしれません。

次に、善入寺島付近ですが、広さが日本一でございます。阿波市にある川島橋は、川島町側から見た分はテレビなどでよく見るんですけれども、その付近は国土省の八十八景にもなっているようでございます。ここにもウォーキングに適したコースが作られるのではないかと思います。近年は、善入寺島のコスモス、それからヒマワリ、それとヒマワリとコスモスが重なって生えてまして、その彩りが物すごくきれい、見学者がたくさん訪れました。県道がそこに発しているわけでございますけれども、県道沿いに展望台やトイレ、ドッグランなどを作るなどしてはどうでしょうか。徳島本線から駅からも近いし、善入寺島内の渡し船の跡もあります。親水的な渡し場跡などにしますと、集客になるのではないかと思います。

また、日本一が好きな人のために、日本一の中洲というか、日本一の文字のポールなどを沿線に作っていただければ、写真の一枚もウォーキングがてら撮ってもらえるのではないかと思います。いろいろ案はあると思いますけれども、善入寺島から境目、県境、さらに県境を越えて日開谷川最上流の大坂峠まで、ウォーキングコースを何か所かに分けて作るなり、一連で作るなり、このまちの活性化のためにもご配慮をお願いしたらと思います。また、市外の人も注目するような、そんなウォーキングコースにさせていただくとありがたいと思います。新しい目玉になるウォーキングコースがあればと思っております。

いろいろ私の思いを申し上げましたけれども、さきにたくさん思いを述べ過ぎた感がありますけれども、質問項目の阿波市の観光、善入寺島から境目までウォーキングコースの設定をという質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 原田健資議員の一般質問の2問目、阿波市の観光についての1点目、善入寺島から境目までウオーキングコースの設定をについて答弁をさせていただきます。

観光振興は交流人口を拡大させ、来訪者の消費活動を通じて、幅広い産業に経済的な波及効果をもたらすとともに、雇用の創出等を生み出し、地域活力の維持発展に大きな効果が期待できます。こうしたことから、本市では、第2次阿波市総合戦略に基づき、徳島県や徳島東部地域DMOであるイーストとくしま観光推進機構、また周辺自治体との連携を強化し、阿波の土柱や、四国霊場札所4か寺など、本市の貴重な文化財や名所旧跡といった地域資源を活用した広域観光ルートづくりや着地型観光の開発など、多面的な観光振興に積極的に取り組んでいるところでございます。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、近年観光需要は大きく減少していることから、阿波市観光協会や商工会など多様な関係機関と協働、連携を強化しながら、観光資源の発掘や磨き上げ、さらにはSNSを活用した情報発信等を行っており、昨年度からは観光資源をテーマとしたフォトコンテストを開催するなど、新たな取組も始めております。

こうした中、議員お話し善入寺島から境目まで、路線名で言いますと県道津田川島線沿いには、徳島県指定の天然記念物、境目のイチョウや犬墓大師堂をはじめ、350ヘクタールに及ぶ広大な田園風景や季節の花々、また潜水橋や弘法大師が歩いた遍路道など、近年観光客が増加している善入寺島があり、魅力ある観光資源が多く存在しております。こうしたことから、本市といたしましては、今後観光振興を進めていく上で、議員ご提案の善入寺島から境目までのウオーキングコースの設定も含め、調査研究しながら、本市の観光地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） ありがとうございました。

観光の経済的波及効果は大ということでございます。そのとおりだと思います。また、東部地域、イーストとくしま観光推進機構、周辺との連携ということでございます。県内で共同で出したパンフレットを見たことがあります。さらに、先ほど申し上げましたように、北の香川県との連携もいいのではないかと思いますので、そちらのほうもまたよろし

くお願いいたします。広域観光ルートということで、力を入れていただいているようでございます。さらに、その発掘ですね。隠れた観光資源の発掘、それも重要なことだと思いますので、何か新しい目玉を見つけていただいて、それを磨き上げるということは非常にいいことだと思いますし、過疎化の解消につながればなおいいと思います。また、人口増にもつなげていっていただければと思います。

フォトコンテストがあったというご回答もありました。私もフォトコンテストに投稿したこともあるんですけども、今回は善入寺島で働く女性の方が写った写真が入選しておりました。もう一つは土柱ですね。あともう一つがSNSの分ですけども、境目のイチョウが水たまりに映ったもの、イチョウ本体と水たまりに映ったイチョウは、両方が1枚の写真に収まったものですけども、そういうふうな写真が上位に入選しておりました。こういうふうなものも集客に役立っているのではないかと思います。

先ほど申しました人物、歴史上の人物とかも何か有効に盛り上げていって、観光資源の一つにしていただければ、市民の方も非常に関心を寄せていただくのではないかと思います。善入寺島では日本一の広さの強調をして、日本一という、これは日本一ですかね、表示を島の中に何かしていただければありがたいと思います。川幅も日本一かと思いましたが、日本、どうも2番目みたいですけども、まあ日本二でも表示していただいてもいいんじゃないかと思います。

先ほど言ったように、国土省の八十八景の中にも川島潜水橋付近がなっておりますし、Aクラスのうどん、土柱、これも大事ですけども、Bクラスのこういった隠れた観光資源、それをどんどん売り出していって発掘していって、それをまた磨き上げて観光資源にしていくというのも大事でないかと思います。そういうふうな観光を利用しながら、経済的波及効果をもたらすような観光事業を進めていただければと思いますので、どうぞこれからも頑張って、観光開発、観光資源開発に努めていただければと思います。

そういうことで、今回の私の質問を全部終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで1番原田健資君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後1時29分 休憩

午後1時43分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番川人敏男君の一般質問を許可いたします。

川人敏男君。

○10番（川人敏男君） 10番川人敏男、一般質問を行います。

私ども市議会議員は、3月末をもって4年間の任期を終えることとなります。最後の最後に質問の機会を与えてくださいます。誠にありがとうございます。気合を入れて質問します。

さて、業務を効率的に進めるため、ほかの市や町と一部事務組合を結成して、共同で業務に取り組んでいく分野があります。吉野川市との救急救命業務、上板町、板野町とのごみ処理業務です。この2業務は、阿波市民の命や暮らしを直撃します。したがって、適切にタイムリーに手を打っているのか、あるいは目が届いていないのか、問題点を探ります。

第1問は、救急車の配置、運行についてです。

市民の命を守る極めて重要な行政で、最優先に取り組むべき課題です。現在、阿波市と吉野川市で構成する中央広域連合の救急車の配置は、土成町にある中消防署に1台、鴨島町の東消防署に1台、山川町の西消防署に1台の合計3台が配置されております。ご承知のとおり、阿波市は吉野川市と比較して人口は1割少ないですが、面積では逆に3割広く、高齢化率では両市とも37%台で、ほぼ同水準です。このたび、高齢化の状況等を勘案して救急車を1台増やすことになりました。問題はその1台をどこに配置するかです。事務局の説明では、山川町の西消防署に追加で配置することにしており、阿波市長は了解しているとのこと。阿波市は1台、吉野川市は3台ということになります。

そこでお伺いします。

1点目は、救命救急は5分と一般的に言われております。これは、5分以内だと命が助かる確率が非常に高いからです。現時点で、阿波町では5分以内で駆けつけられない地域があるそうです。その主な地区名を伺います。

2点目は、今年の阿波町林への救急車の出動件数は何件ですか。また、主な搬送先の病院を伺います。

3点目は、市長は西消防署の救急車の追加配置にオーケーを出しています。これだけ重要な問題を議会に一片も説明がないというのは、議会軽視も甚だしく、レッドカードを出します。執行権を過信し、説明責任さえ忘れています。改めて、オーケーを出した根拠を

伺います。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 川人議員の一般質問、救急車の配置、運行について幾つか質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の阿波町で5分以内で到着できない地域はについて答弁させていただきます。

救急車が5分以内で到着できない主な地域につきまして、徳島中央広域連合消防本部に確認したところ、阿波町林地区では西林、長峰、棚ヶ窪、伊沢地区では小倉、正広、伊沢谷、久勝地区では山王、山尻、大久保などがございます。

次に、2点目の阿波町林への救急車の出動件数及び搬送先の病院はについて答弁させていただきます。

この件につきましても、徳島中央広域連合消防本部に確認したところ、昨年の阿波町林地区への救急出動件数につきましては192件であり、主な搬送先につきましては、1番が吉野川医療センター、2番が県立中央病院、3番がホウエツ病院となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の一般質問、救急車の配置、運行についての3点目、西消防署の救急車の追加配備にオーケーを出した根拠はについて答弁いたします。

ご承知のとおり、本市の救急搬送業務につきましては、吉野川市との広域行政によりまして、徳島中央広域連合消防本部で、1本部3消防署体制で業務を行っております。そして、急病時や交通事故の発生時など緊急を要する場合に、市民の皆様の命と体を守るため、救急搬送できるよう日々取り組んでいただいているところでございます。徳島中央広域連合消防本部における救急車両につきましては、昭和47年に阿北消防組合東消防署に1台の救急車から運用を開始しまして、救急要請の増加に伴いまして、昭和51年に中消防署と、平成3年に西消防署にそれぞれ1台配置し、各消防署1台の3台体制となっております。救急車の配置基準につきましては、総務省消防庁の消防力の整備指針によりまして、人口10万人以下の市町村にありましては、おおむね人口2万人ごとに1台を基準とし、当該市町村の昼間の人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とされているところでございます。

徳島中央広域連合管内では、令和3年4月1日現在の人口は7万6,324人ござい

まして、救急車は3台でございますので、2万5,441人に1台と、配置基準を下回る状況でございます。以前より、高齢者人口の増加や軽症者の利用などによりまして救急要請件数が増える中、救急車両の増車については早急に対応すべき課題でございました。令和2年6月、徳島中央広域連合臨時会並びに令和2年9月徳島中央広域連合定例会におきまして、日勤救急隊の創設に関しまして提案され、ご理解をいただいたものでございます。日勤救急につきましては、令和4年4月からの運用に向けまして、必要となる職員5名を令和3年4月1日付で新規採用をするとともに、具体的な調整作業を行っているところでございます。西消防署への救急車の配置につきましては、令和3年9月28日開催の令和3年9月徳島中央広域連合定例会におきまして、原井連合長より、川人議員をはじめ阿波市4名、吉野川市4名の広域連合議会議員に説明をされております。この内容につきましては、救急車の出動回数、また現場到着までの所要時間などを検証するとともに、市民の皆様の目線に立ち、いち早く現場へ到着し、安全・安心を提供することを最優先に考慮した結果、西消防署に配置することがより効果的であると判断したとのことでございました。

さらに、現在中消防署が管轄しております市場町大俣地区、大俣、上喜来、日開谷、犬墓、大影を、西消防署の出動区域に加えることで、中消防署の負担軽減はもとより、両市にまたがる効果的な運用が図られまして、ひいては徳島中央広域連合管内全域における救急対応の迅速化など、あらゆる相乗効果が期待できるものと考えたと説明をされております。この連合議会が開催される8月上旬に、この説明を私もいただきましたので了承したところでございます。

以上、ご答弁とします。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） ただいまご答弁がありましたように、救急車の搬送先は鴨島町の吉野川医療センターが大半で、鴨島町、徳島市方面に運行し、阿波町林から東に向かっていることが数字に表れております。このことは、山川町の西消防署に救急車を配置した場合、阿波市に駆けつける時間が無駄になり、効果が半減します。市民の命を守る行政を軽んじるのはいかがかと思えます。一方、阿波町林の市民は、救命救急のサービスを可能な限り等しく受ける権利を有しています。したがって、救急車の配置は阿波町林に常駐していくことが最大の効果を発揮します。

そこで、阿波町林に西消防署の出張所を造ることを提案します。市長のお考えを伺いま

す。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の一般質問、救急車の配置、運行についての再問、阿波町林に西消防署の出張所を造ってはについて答弁をいたします。

川人議員には、平成29年第3回阿波市議会定例会の一般質問におきまして、中消防署に1台の救急車を追加配備して、2台とするよう提案をいただいております。今回のご質問は、阿波町林に西消防署の出張所を造ってはとの提案をいただいております。このたびの西消防署への救急車の配置につきましては、徳島中央広域連合消防本部において、先ほども申しましたように、救急車の出動回数や現場到着までの所要時間などが検証され、さらに西消防署管内から東方面への医療機関へ搬送する場合の往復の所要時間が多くかかることから、1台を追加配備し、補うものと説明されております。なお、阿波町林地区に西消防署の出張所を造ることのご提案につきましては、出張所の建設費用や運営費等を伴いますので、将来的な負担額や将来にかかる財源の確保、また阿波町以外で救急車の到着に時間がかかる地域等十分研究する必要があります。この業務は広域行政で行っていることから、本市のみの判断ではできないため、今後徳島中央広域連合消防本部や、吉野川市と本市の関係者で組織します徳島中央広域連合幹事会等を経て協議してまいりたいと考えております。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） ただいまご説明いただきましたけれども、今後とも高齢化率は高くなる傾向にあります。救命救急に依存する人が増えてくる、こういうことになりはしないかと思うわけなんです。

そこで、人命に関わる政策は幹事会で協議するとか、そういうことを言わんと、積極的に市長が動いていただいて支署を造るなり、そういうサービスが行き届くような対応策をお考えいただけたらと思いますので、市長、スピーディーに対応していただくようよろしくをお願いします。

これで第1問を終わります。

第2問は、本市最大の懸案となっている新しいごみ処理施設の建設についてです。

新ごみ処理施設に阿波市とほぼ同時期に取り組み始めた吉野川市は、用地買収、生活環境影響調査などを終了し、今月中に入札公告を行う予定と伺っています。

そこで、吉野川市の進捗状況と比較して、本市の大幅な遅れを検証したいと考えます。

第1は処理方式です。

吉野川市はストーカー式による焼却処分方式です。全国大半の自治体で採用しているオーソドックスな方式です。阿波市はトンネルコンポストによる燃料化方式です。低コストで処理でき、環境に優しいと市長のリーダーシップで採用を決めました。しかし、固形燃料化したごみの引渡し先、販売先の確保等が極めて難しいので、各市町村は敬遠しています。

第2は推進体制です。

吉野川市は所管する組織を設置し、調査研究を進めるとともに議会に情報を開示、特に県内外の有識者、専門家の方々3名が参画した新しいごみ処理建設事業に関する各種委員会を立ち上げ、アドバイスを受けたことが功を奏したようです。その結果、設計、施工、運営までを一括発注する公設民営方式を採用して、入札の準備に至っております。設計建設費は59億7,500万円をめどにしています。阿波市は、一昨年4月に中央広域環境施設組合の中に施設整備局を設置、しかし燃料化方式のノウハウを持つ職員、プロジェクトの経験を持つ職員はゼロで、言わば素人同然の寄せ集めです。なぜ、技術アドバイザーの確保を怠ったのか悔やまれます。吉野川市の新ごみ処理施設は、2年半後に完成すると伺っています。阿波市、板野町、上板町の施設は相当遅れそうです。したがって、この間の吉野川市の毎年の管理費の負担分6億5,000万円、この管理費は吉野川市のごみが抜けるといってもそんなには減ることはないと考えられます。その6億5,000万円は本市が負担せざるを得なくなります。財政計画に多大なダメージを与えることが予想され、非常に重たいことになってきそうです。

いずれにしても、藤井市長が一議員の提言をうのみにして、燃料化方式を採用したことが全ての始まりです。一般的な燃料化方式は、会計検査院の調査によりますと、ごみを直接燃焼するよりも住民の同意が比較的得られやすいこと等により導入されております。しかし、固形燃料の品質、引渡し先、運営の収支等について十分な検討が行えなかったため、運営に支障を来し、休止しているごみ処理施設が散見されます。私は、十分な検討をしないまま燃料化方式を採用したことに、新田次郎の書き下ろした小説「八甲田山死の彷徨」とダブって記憶によみがえります。粗筋は、リーダーが進路判断を誤り、多くの部下を道連れに遭難し、死亡したという内容です。

それでは、具体的な課題について順次質問してまいります。

1点目は、原点に返るという意味で、燃料化方式を決定した根拠を改めて伺います。

2点目の事業費については割愛します。

3点目は、固形燃料の1日当たりの排出する総量を伺います。阿波市、上板町、板野町で収集するごみは、日量70トン、トンネルコンポストで発酵、乾燥させますと30トンに減量になります。しかし、固形燃料化し、有機物とするために、三豊市ではプラスチックを混ぜ合わせています。その割合及びプラスチック量を勘案し、阿波市、板野町、上板町の総排出量は何トンを想定していますか。

4点目は、建設候補地である阿波町東長峰の周辺住民が心配する排水対策と砂防指定地域の開発について、どのような安全対策を講じるのか説明を求めます。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 川人議員の一般質問の2問目、新ごみ処理施設の建設について複数のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきますが、先ほどの議員のご質問の中にありました、市長が一議員の提言をうのみにして燃料化方式を採用したとのご発言につきましては、この処理方式は平成31年度での新ごみ処理施設整備検討会にて協議が行われまして、同年9月の検討会により燃料化方式が管理者に提案され、12月に正式決定したものであることを答弁の前にご報告させていただきます。

それでは、1点目の燃料化方式を決定した根拠はについてでございますが、これまで再三答弁をさせていただいておりますが、令和7年8月稼働開始予定である新ごみ処理の処理方式である燃料化方式については、阿波市、板野町、上板町の3市町による新ごみ処理施設整備検討会において協議を重ね、処理方式を決定しております。この検討会において、処理方式を検討するために新ごみ処理施設整備基本構想を策定し、ごみ処理方式選定手順として決定した4つの基本方針、環境に優しい施設、経済性に優れた施設、循環型社会の形成、推進に寄与する施設、安全・安心な施設に基づき、環境保全性、安全性、経済性など7つの観点から、28にわたる詳細な評価項目を国内で導入している14の処理方式の候補について、10回にわたり協議を重ね、比較検討した結果、令和元年12月25日開催の中央広域環境施設組合議会全員協議会で、燃料化方式の採用が決定をされております。

3点目の固形燃料の総排出量はについてでございますが、新ごみ処理施設では、三豊市の処理方式とは違い、中央広域環境施設組合を構成する阿波市、板野町、上板町から排出される可燃ごみだけを原料に用い、固形燃料を製造するため、外部からのプラスチック等を混ぜる工程がございません。新ごみ処理施設での1日当たりの可燃ごみの処理量について

ては、平成31年度新ごみ処理施設整備基本構想策定業務において算出し、1日約70トンと想定をしております。新ごみ処理施設の燃料化方式では、トンネルコンポスト内で微生物の力により生ごみを分解し、紙やプラスチックを乾燥させます。微生物の力により減量されるごみ量は約40トンと想定しており、固形燃料として排出される量は約30トンとなる見込みとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 川人議員の一般質問の2問目、新ごみ処理施設の建設についての4点目、排水対策及び砂防指定地域の安全対策はについて答弁をさせていただきます。

中央広域環境施設組合では、新ごみ処理施設建設に向けて、最有力候補地の周辺自治会8つに対しまして、現在まで複数回にわたり説明会の開催や協議を行っております。その中で、川人議員お尋ねの排水対策及び建設候補地が砂防指定地域に隣接し、その安全対策についてのご意見をいただいております。

最初に、排水対策について答弁いたしますと、砂防法に基づき100年に一度の降雨確率である1時間当たり約123ミリを想定し、防災調整池等を設置することにより、近隣の安全対策に最大限に配慮する計画を策定しております。また、安全性が担保された盛土構造と雨水対策を行うことで、土石流の発生要因を除去するというようにしております。

次に、線状降水帯についても安全に維持管理され、雨水処理が適切に実施される安定計算等を行ってまいります。そして、建設候補地の下流域には、市が管理する準用河川や徳島県管理の河川もあり、それらの河川は全てではありませんが合流しており、本市並びに徳島県との具体的協議や要望も実施していくこととしております。

次に、砂防指定地域の安全対策についてご説明申し上げますと、建設候補地東側に日吉谷砂防指定地、また西側には長光寺谷砂防指定地が近接しております。現在、徳島県県土整備部等と開発協議の事前協議を行っており、今後も段階的に協議を重ねていく予定としております。具体的には、盛土の傾斜勾配を一定以下に計画し、周辺地域の背後斜面の造成を行わず、影響度を極めて抑制することとし、徳島県の許可をいただく予定としております。

今後におきましても、建設候補地の周辺自治会の同意をいただければ、事業スケジュールに支障を来さないよう、作業をさらに進めていきたいと考えております。そして、新ごみ処理施設に向けた事業推進においては、周辺自治会の皆様のご意見に真摯に耳を傾

け、ご理解をいただけるよう懇切丁寧に説明を重ねていくことが最も重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） 部長の答弁の中でちょっと疑問に思うところがありますので、まず最初にお聞かせいただけたらと思います。

まず、新ごみ処理施設整備検討会ちゅうんがあるそうなんですけれども、その内容を説明していただきたい。それから、新ごみ処理施設基本構想を策定しているそうなんですけれども、そういう資料を議会には提出していただけてないとは記憶しております。こういう重要な書類はその都度議会にも提供し、あるいは説明するんが普通の行政の相互理解でないですか。

それから、その4本柱の中で、経済性に優れた施設、安全・安心な施設と、こういうことを4つの柱の2つに標榜しとんですけれども、燃料化方式は決して経済性に優れた施設とは思わんし、安全な施設とも思わんのですけれども、そこいらはこれから順次質問の中で明らかにしていきますけれども、そういうふうなものも多くの疑問があるので、後々質問してまいります。答弁は検討会だけで結構です。それをしていけたらと思います。

それから、質問の中で、今まで固形燃料にはプラスチックを混ぜるということですと進んできたと思うんですけれども、ただいまの答弁でプラスチックを混ぜないと重大な発言に耳を疑いました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に照らして、これでは固形燃料を有価物と言い続けるのは無理なんじゃないですか。大詰めの段階で迷走しています。なぜプラスチックを混ぜないと変更したんですか、その理由を町田副市長に伺います。私は、燃料化方式の最大の課題は固形燃料が売れるかどうかにかかっていると思いますので、この点は非常に重視しております。

もう一つ驚いたことがあります。

今議会開会日に、新ごみ処理施設は公設民営方式を採用すると表明して、民間業者に設計、運営、維持管理を一括して発注します。ところが、トンネルコンポストによる燃料化方式は、特許権を持っている民間企業がいると伺っていますので、特定の事業者に着しく有利になります。初めから受注業者を決定しているようなもので、なれ合いの関係です。つまり、競争原理が働かないごみ処理価格になる可能性があります。折に触れて、特定業者にキャスティングボードを握らせることになります。ごみ処理価格が割安ならば大義も立

ちますが、今後に大きな課題を残します。経済性に優れて、安全・安心な施設とは言えません。この指摘に対して、市長のご見解をお伺いします。

次に、固形燃料の販売先の確保ができないならば、本市のごみ処理は宙に浮きます。全ての努力が水泡に帰します。私はこの問題を何度も質問しました。いつも答弁は、「間に合致します」の一点張りで、具体的な進展がありません。ようやく前の議会で、明るい兆しがあると答弁されました。しかし、微妙な問題なので答弁を差し控えると市当局の煮え切らぬ態度で、先送り先送りです。さらに、付け加えておきます。固形燃料を持ち込まれる市町村は、自分たちのまちの誇りと面目にかけて、全力で阻止に動くことを念頭に置く必要があります。

さて、プラスチックを混ぜないことで固形燃料の販売先の確保をより一層難しくしてしまいましたが、藤井市長がまいた種です。率先垂範しなければ山は動けません。そこで、市長ご自身が先頭に立って、企業や企業の立地する地方自治体を訪問し、固形燃料を売り込んでいただけますか、ご答弁をお願いします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 川人議員の一般質問2問目、新ごみ処理施設の建設についての再問、新ごみ処理施設整備検討会の概要について私より答弁をさせていただきます。

令和7年8月稼働開始予定の新ごみ処理施設につきましては、平成30年6月に、吉野川市が現在広域で取り組んでいるごみ処理に関し、現施設の稼働期限である令和7年7月末をもって脱退し、市単独でのごみ処理を行う方針を発表いたしました。吉野川市脱退の発表を受け、令和7年8月以降の中央広域環境施設組合を構成することとなる阿波市、板野町、上板町では、平成30年8月2日に新ごみ処理施設整備検討会を発足し、同日に第1回目の検討会を開催しております。発足の際は、阿波市環境衛生課が事務局となっておりますが、令和2年4月1日からは中央広域環境施設組合施設整備局が事務局を務めております。発足時の新ごみ処理施設整備検討会は、各市町の副市長、副町長、各市町の担当部長、課長、担当者、中央広域環境施設組合の計13名で構成してございましたが、令和2年3月30日開催の第9回新ごみ処理施設整備検討会からは、学識経験者の方にも構成員としてご加入いただくなど、現在計18名の構成となっております。新ごみ処理施設整備検討会については、平成30年8月2日に第1回、これまでに計23回の検討会を開催し、ごみ処理方式最有力候補地の選定、事業方式などについて主に協議を重ねております。

今後につきましても、新ごみ処理施設整備検討会では、阿波市、板野町、上板町にお住まいの住民の皆様のご生活に必要な不可欠となるごみ処理について、しっかりと取組の協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 川人議員の一般質問2問目、新ごみ処理施設の建設についての再問でございます3点目、固形燃料の排出量について、なぜプラスチックは混ぜないと変更したのですかについて答弁させていただきます。

令和7年8月稼働予定の新ごみ処理施設建設に関する財源につきましては、現在稼働の施設と同様、国庫補助金や交付金等を、後年度に普通交付税算入のある有利な地方債を活用することが、3市町で構成する新ごみ処理施設検討会で確認がなされました。その後、今年度に入り環境省所管の循環型社会形成交付金を活用するため、代表的な運営方式である公設公営、公設民営、民設民営方式などの各種方式により採択要件を定めており、公設公営、公設民営においては、施設内で固形燃料として製品化まで行う運用が必要であることが明確化されました。この結果、3市町の財政負担を抑制するため固形燃料を製品化することとし、東長峰自治会をはじめとする8周辺自治会の皆様に対しまして、令和3年7月に開催させていただきました地元説明会において、具体的に新ごみ処理施設の最終工程での製品化についてご説明し、疑問点について丁寧に回答させていただいたところがあります。このため、新ごみ処理施設において、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律における家庭から排出される一般廃棄物を中心に、プラスチック等は加えず、固形燃料を製品化することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の一般質問2問目、新ごみ処理施設の建設についての5点目、市長自ら固形燃料の売り込みに奔走するかについて複数の再問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の公設民営方式に隘路があるか、市長はどういう見解かについてでございますが、令和7年8月稼働予定である新ごみ処理施設の事業方式については、3市町で構成する新ごみ処理施設整備検討会におきまして、新ごみ処理施設周辺にお住まいの皆様のご安全や安心、経済性、効率性、財政負担などを考慮し、慎重に検討した結果、施設の事業方式

につきましては公設民営方式を採用することが望ましいとの報告を受け、2月8日に開催されました中央広域環境施設組合議会において報告をさせていただいたところでございます。令和3年度ごみ燃料化施設の整備に係る事業方式等検討業務によりますと、近年の一般廃棄物処理施設関連の事業方式別採用の傾向は、公設民営方式の採用が最も多くなっております。県内におきましても、平成26年4月に阿南市、また議員おっしゃったとおり、令和7年8月に吉野川市も公設民営方式で行う予定としております。民設民営方式は、民間業者に施設の設計、建設と運営、維持管理を一括で担わせる方式でございまして、事業期間における施設の性能の確保を条件として課すことで、長期間にわたる運営、維持管理を見通した施設設計、建設が図られます。さらに、運営、維持管理の手法についても、民間事業者等に一任することで業務の効率化が図られ、行政の事業全体コストの削減効果が発揮されます。これらのことから、本事業については公設民営方式を採用することが最も望ましいと考えております。

また、公設民営方式での事業発注については、令和4年度新ごみ処理施設整備基本計画策定業務において、基本計画策定後、総合評価落札方式での入札を予定しております。総合評価落札方式は、一般競争による契約に関する公告を行い、入札価格に加え、性能、機能及び提案を総合的に評価し、発注者にとって最も有利な者を落札とするものでございます。中央広域環境施設組合としましては、総合評価方式での入札を実施する際には、全国に広く募集を行い、市場原理を生かした競争が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の市長自ら固形燃料の売り込みに奔走するかについてでございますが、令和7年8月稼働開始予定の新ごみ処理施設の処理方法である燃料化方式につきましては、近年の環境問題への取組となる脱炭素社会の実現に向けた取組でございまして、令和3年4月6日に開催された環境省の中央環境審議会循環型社会部会で、2050年カーボンニュートラルに向けた資源循環分野からの地域循環共生圏モデルとして提案されるなど、環境保全性に非常に優れている処理方式となっております。また、新ごみ処理施設で製造する固形燃料は、民間企業が石炭の代替品として使用した場合、約33%もの温室効果ガスを削減でき、2015年に国連で採択されたSDGsにも貢献し、持続可能な社会形成に貢献できるものであると考えております。

新ごみ処理施設建設における話題となっております固形燃料の受入先についてでございますが、令和3年第3回阿波市議会、志政クラブ笠井一司議員の代表質問にも答弁させて

いただいておりますが、中央広域環境施設組合で行っているごみ燃料化施設の整備に係る事業方式等検討業務において、新ごみ処理施設で製品化する固形燃料の販路について調査を行い、複数の企業訪問によって、固形燃料は受入れ可能であるとの回答をいただいております。なお、先ほど議員のご発言がございました中途半端な形の固形燃料との発言の意図は分かりませんが、固形燃料は新ごみ処理施設で行政として責任を持って製品化するので、中途半端な形のものではありませんので申し添えておきます。

また、新ごみ処理施設における固形燃料につきましては、廃棄物でなく、燃料化方式で再資源化された製品となります。固形燃料の搬出先の企業が存在する自治体への了解につきましては、先進事例である三豊市及び県の担当者への確認も行っており、固形燃料の搬出先の企業が存在する自治体への同意につきましては、不要であるとの回答をいただいております。固形燃料の販売先確保につきましては、情報を整理し、相手先の企業との調整を行った上で、新型コロナウイルスの感染状況等も考慮しながら、中央広域環境施設組合の管理者として自ら直接企業を訪問し、販売促進を図ってまいります。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） 今、部長、副市長、市長からご答弁いただいたわけなんですけれども、まず部長の答弁で、新ごみ処理施設整備検討会なんですけれども、これに平成30年から……。失礼、第9回令和2年3月30日開催のごみ処理検討委員会からは学識経験者の方にもご参加いただいとると、こういうことでございます。学識経験者というのは、こういう段階になってくると、技術アドバイザーとか実務的な指導をしていける方を入れないと、これはあまり効果が上がらんです。そういうことから見ますと、これは単なる学識経験者を入れとるとおっしゃるけれども、内部組織と私は思いますよ。もう少し、そういう燃料化方式をある程度実務的な知識を持った方を探して、そして入れんと、これはなかなか最後まで持つていくのに苦労すると思いますよ。

それから、副市長にご答弁していただいたプラスチックを混ぜないという形なんですけれども、新ごみ処理施設検討会で十分議論していただきながら、チェックできずにここまで来た。そして、プラスチックを混ぜないに変更することは、ちょっとお粗末のような感じがします。これでは、低品質の燃料で単なるごみを加工した固形燃料、乾燥と発酵しただけで、ごみはごみですよ。そういう形になるんではないかと思います。固形燃料の有価物としての売り込みは非常に難しくなると思いますよ。

それから、市長にご答弁いただいた中で、総合評価方式で入札をしますと。広く募集を

行い、市場原理を生かした競争が行われる、こういうことを目指しとんですけれども、ここには特許権があるかないかと。特許権のあることによって、入札仕様書の書き方が違ってくると思うんですよ。だから、こういうふうなことがあれば、この特許権がどういう働きをして、この入札にどういう効果を発揮するんかと、こここのところが肝腎になってくるんじゃないかと思います。それから、今後ともよく検討していただけたらと思います。

それから、固形燃料の販路について調査を行って、受入れ可能性があるというて言われとるわけなんですけれども、これは受入れ可能性があるちゅうんは、プラスチックを入れないという変更した後か前か、それは非常に重大な要因になると思うんですよ。それもここでは問い詰めませんけれども、もしプラスチックを混ぜたような形で調査しとんであれば、そういう可能性のあるところに早急に誠意を持って説明していただけたらと思います。

それから、中途半端じゃないということ、市長は、しよったんで、その気持ちは分かります。気持ちは分かりますけれども、持ち込まれる市町村の立場になったら何なこれかと。ごみを加工して乾燥しただけでないかと。こんなんは中途半端でないというたって、何と受け止めたらええんか分からんようなところがあるんで、ここいらも十分整理していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

第3問は、ごみ施設の管理運営についてです。

まず1点目は、管理運営体制の全体像がどのようになるのかを説明を求めます。

次に、ごみ処理経費についてです。

燃料化方式は、処理コストが安価であると伺いましたが、根拠が全く分かりません。そこで、実勢価格はどうなっているのか調査してみました。ストーカー式による焼却処分を行う吉野川市の場合は、日量トン当たり3万円から3万2,000円程度を見込んでおります。燃料化方式を採用している香川県三豊市の場合、全国平均よりも高い日量1トン当たり3万9,000円を要している。これは、運搬料が非常に近く、川之江の製紙会社に持ち込んでおると聞いておりますので、非常に安い場合でもこれだけ、3万9,000円で全国平均より相当高いです。阿波市の場合だったらもうちょっと高くなるんと違いますか。

さらに、ごみ処理の工程です。吉野川市をはじめ全国大半の地方自治体が採用しているストーカー式は、収集車で集めてきたごみをそのまま焼却炉に投入します、ざあっとね。ところが、三豊市の燃料化方式は、ごみ収集車で集めてきたごみを細かく粉碎し、トンネル

コンポストで発酵、乾燥させ、プラスチックを混ぜ合わせて固形燃料化します。したがって、破砕機、乾燥機等の各機械の購入や、稼働に要する電力、石油等の燃料費、修繕等の維持管理費が高額になってきます。この一連の工程を、三豊市ではエコマスターに委託しています。トン当たり2万4,800円です。普通のごみ処理施設では不必要な無駄金です。本市では、ごみ収集はもとより、固形燃料の販売先までのべらぼうな運搬料を加えますと、とてつもない処理経費になると見込まれます。無駄金がねずみ算的に増えます。当初の低コストという説明と大きく乖離するのは詐欺行為です。市長、副市長は、いつも最少の経費で最大の効果を上げると言いますが、ごみ処理は市民の血税の垂れ流しじゃないですか。吉野川市に愛想を尽かされて、中央広域環境施設組合から脱退したのは当然の成り行きです。

引き続き質問します。

2点目は、管理運営費は人件費、管理委託費、業務費、点検補修等に分けて算出し、それでごみを割り算すれば出てくるわけなんですけれども、そこらの計算をせんと出てきた数字はあんまり当てになりません。

3点目は、固形燃料のトン当たり売却額運搬費用をお示しします。

このごみ1トン当たりの売却額は、一番安いところではトン当たり10円というところもあるんですよ。それから、運送費を入れると相当多額の金を経費に流れるわけなんです。

4点目は、トンネルコンポストによる燃料化方式は、全国的に1か所稼働していると伺っています。処理単価は最初は安かったけれど、時間がたつとどんどん上がっていく可能性があります。これを防ぐため、どのような対策を講じるお考えですか。

5点目は、株式会社エコマスターは、小規模なベンチャー企業と伺っていますが、建設面でも運営面でも三豊市の燃料化方式の中核を担っています。そこで、株式会社エコマスターの会社概要について説明を求めます。まず、設立年月、資本金、従業員数を示してください。次に、分かる範囲で総資本、自己資本、自己資本比率、有利子負債が幾らになっていますか。過去3年間の財務状況、今後の収支見通しについて伺います。また、トンネルコンポストによる処理方式の特許権を持っていると伺っていますが、その内容を春木副市長にお伺いします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 川人議員の一般質問の3問目、新ごみ処理施設の管理運営に

ついて複数のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の管理運営体制の全体像はどうなっているかについてでございますが、令和7年8月稼働開始予定の新ごみ処理施設につきましては、施設整備推進に資するための最適な処理方式、施設整備内容、施設整備スケジュール等の基本事項、方針等を検討するため、令和2年3月に新ごみ処理施設整備基本構想を策定しております。この策定した基本構想の中で、議員ご質問の管理運営体制について、ごみ分別計画、排出方法等、中間処理、最終処分等をまとめさせていただきます。運営維持管理体制の概要といたしましては、令和7年8月より、中央広域環境施設組合を構成することとなる阿波市、板野町、上板町より排出される廃棄物は、直営または外部委託にて収集運搬を行い、可燃ごみ及び粗大ごみの処理は、新ごみ処理施設で処理を行うこととなっております。廃棄物の処理を行う新ごみ処理施設の運営方式につきましては、設計、施工、運営を事業者に一括して発注し、コストを削減する公設民営DBO方式の採用を決定し、今年8月開催の令和4年第1回中央広域環境施設組合議会定例会において報告をさせていただきます。

2点目の運営管理費を事項別に積み上げて、日量トン当たりの費用を伺うについてでございますが、新ごみ処理施設は公設民営方式を採用することが決定しておりますが、議員ご質問の運営管理費については、新ごみ処理施設の稼働開始までに、3市町で構成する新ごみ処理施設整備検討会において、最適な運営管理費について協議を行ってまいります。日量トン当たり費用については、中央広域環境施設組合が実施した令和3年度新ごみ処理施設整備に係る事業方式等検討業務において調査が行われ、事項別で申し上げますと、人件費約7,700万円から9,000万円、施設維持管理費約3億5,000万円から4億円、1トン当たりの処理費用に換算いたしますと、約2万5,000円から2万8,500円になるとの報告を受けております。

3点目の固形燃料の売却利益は幾らかについてでございますが、課題となっております固形燃料の流通先については、令和3年度ごみ燃料化施設整備に係る事業方式等検討業務において調査を行っており、受入れ可能であるとの前向きな回答をいただいている企業もあることから、今後相手先の企業と調整の上、新型コロナウイルスの感染状況等も考慮しながら直接企業訪問を行うなど、課題解決に向けて協議を行わせていただきます。固形燃料の売却利益については、今後流通先となる民間企業との協議において、社会経済の動向を踏まえ決定をいたしますが、できるだけ高い金額での売却が行えるよう協議を行わせていただきたいと考えております。また、運搬費については、流通先となる民間企業が決定

し、搬入を指定する場所が確定いたしましたら、詳細な運賃が判明するものと考えております。新ごみ処理施設での固形燃料の売却利益、運搬費について、流通先となる民間企業との協議が調い次第、中央広域環境施設組合議会、本市議会に報告を行わせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 春木副市長。

○副市長（春木尚登君） 川人議員の一般質問の3問目、新ごみ処理施設の管理運営についての4点目と5点目について答弁をさせていただきます。

まず、4点目のごみ処理単価が安定するための対策を伺うについてでございますが、燃料化方式で処理を行う新ごみ処理施設での処理単価については、他の処理方式より低コストとなることから、処理単価については1トン当たり2万5,000円から2万8,500円と想定しております。また、新ごみ処理施設の運営方式については、設計、施工、運営を事業者に一括発注してコストを削減する公設民営DBO方式の運用となることから、運用期間中の処理単価の上昇はないものと考えております。公設民営DBO方式の特徴といたしまして、長期間にわたる運営、維持管理を見通した設計……。失礼しました、施設設計、建設が図られ、民間事業者に一任することで業務の効率化が図られ、行政の事業全体のコスト削減効果が期待できます。設計、施工、運営の詳細につきましては、3市町で構成する新ごみ処理施設整備検討会において協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の株式会社エコマスターの会社概要はについてでございますが、新ごみ処理施設の管理運営に当たる企業につきましては、現時点で募集もかけておらず、決定もしていないことから、その概要を含め、総資本、自己資本、自己資本比率、有利子負債、今後の収支見通し等の財務内容につきましても、現時点において一企業についての答弁は控えさせていただきます。公設民営DBO方式での運用に当たり、運営を行うこととなる企業の経営審査を行いますので、その時点で参画することとなる企業につきましては、ご説明できるようになるものと考えております。

トンネルコンポストによる処理方式の特許権につきましては、特許庁のホームページにて公開をされております。特許番号、特許第5649697号でございますが、発明の名称は都市ごみのリサイクルプラント、特許公報発行日平成27年1月7日となっております。まず、発明の詳細の技術分野として、家庭や事業所等から排出される廃棄物を資源化して、例えば固形燃料や堆肥等を製造する都市ごみのリサイクルプラントに関するとの説

明となっております。その処理方式でございますが、比較的簡単な構成により、比較的大量の廃棄物を乾燥及び脱臭できて、容易に大型化できる都市ごみのリサイクルプラントを提供するために、前処理ライン、木質材製造ライン、混合ライン、発酵乾燥ライン、選別ライン、塩ビ除去ライン、RPF製造ラインを備える。バイオトンネル式の発酵乾燥ラインは、複数の発酵建屋と脱臭建屋を有する。発酵建屋の発酵室内に投入した廃棄物に、貯水室の水を散布するとともに、発酵室の空気を送風機で貯水室に循環させる。発酵建屋の発酵室の空気を送風機で脱臭装置の貯水室に導き、脱臭建屋の脱臭室に設置した3層の木質チップ層を通過させて脱臭を行うという内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） まず、部長のご答弁なんですけれども、最適な管理運営費で管理運営が安くつくというような趣旨のご発言があったかと思うんですけれども、これは例えばストーカ方式とか、それからあれがありますよね、燃料化方式とかあります。その中で、部長のお答えになっとんは、燃料化方式を想定したような答弁に思えたんですけれども、それはどういう形のを想定したかということをお教えしてほしいわけなんです。ちゅうんは、三豊でしとんは3万9,000円ですね、トン当たり。吉野川市が3万円から3万2,000円なんです。また、そう考えてますと、こんなに安いような価格でなかなかできんのでないかいなと思うわけなんですよ。疑問点はほこらにあるんで、説明は後でもいいですけれども、燃料化方式の枠内でしとんかどうかというところだけちょっとお答えいただいたらと思います。

それから、燃料化方式ちゅうんは、繰り返して説明しますけれども、固形燃料の引渡し先が不確実、あるいは運営の収支が分からないまま飛びついたというふうなところがあるんで、そういうことをあまり検討しなかったもので、完成しても休止せざるを得ないと、こういう施設がところどころにあるわけなんです。そういうところをしておりますんで、今直ちにとるのが難しかったら、後の委員会のときまでに分かる範囲で勉強していただいたらと思います。

それから、春木副市長にご答弁いただいたんですけれども、処理単価、これを2万5,000円から2万8,500円というとんなんですけれども、これは全体の30トンのごみの処理費、それを割ることの修繕費だとか業務費だとか、それからあと何がありますかね、そういうふうな積み上げの額で割った額になるはずなんですよね、人件費とかも含めて。

それがいきなり2万5,000円から2万8,500円って、こんな乱暴な答えは、春木さん、あなたの答弁はちょっと上から目線で答弁しとるようなところがあって、非常に不愉快です。もう少し誠意を持って答弁するのが当たり前ですよ。そこをまず1点注意します。

それから、処理単価の上昇はないものとする。ないものとしたって、相手企業が潰れたりそういうふうには運営していけないとて言うたとなったら、そう考えとただけであかんじゃないですか。答弁にいちよもなっとらんですよ。そういうところで、私には非常に不満な点があります。

それから、エコマスターには議会も視察に行っております。それから、周辺住民も行っております。その企業は、例えば設立年月日とか従業員数とか資本金、これぐらいのことは分かるんじゃないかと思うんですけども、こんなんはご説明できん、今のところ答弁できないという考えを出しとんですけれども、そういうところもあんたは乱暴ですよ。こんだけ言うんですけど、問い合わせはしたけれどもあかなんだちゅうんだったら、相手先との交渉の結果こういうふうになりましたと、そういうことを言うべきじゃないんですか。一言でばたつと言って、頭から決めつけたような言い方は非常に納得し難いというところがあります。

それから、トンネルコンポストで、こんな特許第何号とか、そんなことは私は答弁に求めとらんです。こういう分を、特許を持つとる企業が入札にどういう効能を發揮するんかと。ここのところが知りたいのに、ここの分析がいちよもできとらん。具体的に分らんのですよ。そういうところを今後ともしてほしいと思います。

それから、再問します。

本市のごみ処理は未来永劫続きますが、例えば株式会社エコマスターは一般企業ですので、もうからなければ倒産します。20年、30年先まで倒産しない保証はありますか。さらに、倒産してもごみ処理は継続できますか。市長にご説明願います。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の一般質問3問目、新ごみ処理施設の管理運営についての再問、管理運営会社が万一倒産してもごみ処理は継続できるかについてでございますが、本年度行ったごみ燃料化施設の整備に係る事業方式等検討業務において、事業への参入意向調査を行っておりますが、その調査結果によると、事業参入に意向を示している民間事業者があるとの報告を受けております。事業参入に意向を示していただいた理由とし

て、事業を受注して安定的な利益が見込まれる、市場の拡大が見込まれるなど、民間事業者として経営が成り立つものと判断していると考えております。新ごみ処理施設では、公設民営DBO方式を採用し、運営については事業入札の形により事業者を決定することになり、その事業運営については、令和4年度に新ごみ処理施設整備基本計画策定業務を実施し、その業務の中で事前にリスクを考慮するため、公共と民間のリスク分担を検討してまいります。

また、運営に当たり、モニタリングによる事業監視、評価、検証、改善が重要となることから、民間事業者の財務内容については、毎年度中央広域環境施設組合において経営審査を行うことで、民間事業者の事由による債務不履行、契約破棄などのリスク回避に努め、経営審査の状況によっては合併や事業譲渡など企業再編の努力を行うよう指導してまいりたいと考えております。廃棄物処理法では、市町村はその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないうちに処分を行う必要があると定めております。ごみ処理は自治体の責務であることから、市民の皆様に対しましてご迷惑をおかけすることのないよう努めてまいります。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） 今市長のご答弁から、経営破棄などのリスク回避に努め、経営審査の状況によっては、合併や事業譲渡など企業再編の努力を行うよう指導してまいりたいと、こういうご答弁があったわけなんですけれども、これを実際に行うとなると極めて難しいことと思います。これが必ずしも指導に従わん場合だってでてくるけんね。こういうときのこともしっかりお考えになっていただけたらと思いますんで、ひとつそういう会社法とか、そういう方の専門家とお会いして、今後はこれから入札のときには専門家の経営診断を受けるなどして、民間事業が相手ですので、慎重の上にも慎重にやっていただけたらと思います。

再々問を行います。

燃料化方式の厳しい現実を目を向けることなく、手詰まりの状態のままのめり込んでいると受け止めます。しかし、現状を冷静に見てますと、全体スケジュールは吉野川市の進捗状況や地元との立ち退き約束期限に対してどこか遅れ。ごみ処理経費は全国平均をはるかに超えて上昇する、これは運搬費が高額になると思いますんでね。管理運営でもベンチャー企業が中核となる可能性が高い。阿波市と当該企業が一蓮託生になるかと思うと、非常に複雑な気持ちです。持続性に黄色信号が点滅しています。これでは事業として成り立た

なくなる懸念があります。私が最も恐れるのは、最初の軽々な事業方針を面目にかけて正当化し、つじつまを合わせるために打つ手打つ手が深みにはまっていくことです。今回の質問を通して、トンネルコンポストによる燃料化方式はリスクが多く、ごみ処理価格の高騰を招くおそれがあること、新ごみ処理施設検討会、市当局の詰めが痛切に伝わってきます。本市のみならず、板野町、上板町を不安に引きずり込みます。

そこで、今後どう決着をつけていくのかお伺いします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の一般質問3問目、新ごみ処理施設の管理運営についての再々問、新ごみ処理に今後どう決着をつけるのかについてでございますが、令和7年8月稼働開始予定の新ごみ処理施設につきましては、3市町で構成する新ごみ処理施設整備検討会におきまして、14の処理方式の候補について10回にわたり協議を重ね、比較検討した結果、令和元年12月25日の中央広域環境施設組合全員協議会で、燃料化方式の採用が正式に決定されております。この燃料化方式の特徴は、他の処理方式と比較しまして低コストであること、施設内で火を使わないためダイオキシン類が発生しないこと、温室効果ガスの削減に優れていることなどが上げられます。特に、温室効果ガスの削減につきましては、令和3年4月6日に、環境省の中央環境審議会循環型社会部会で、2050年カーボンニュートラルに向けた廃棄物分野の脱炭素対策について審議が行われ、資源循環分野からの地域循環共生圏モデルとして提案されるなど、環境保全性に非常に優れている方式となっております。新ごみ処理施設で製造する固形燃料は、民間企業が石炭の代替品として使用した場合、約33%もの温室効果ガスを削減でき、2015年に国連で採択されたSDGsにも貢献し、国が掲げた2050年カーボンニュートラルに合致するものと認識をしております。

今、日本を含めた世界は、脱炭素社会に向けた方向へ大きく動き始めております。本市といたしましても、脱炭素社会の実現に向け、新しいごみ処理方式に果敢にチャレンジし、環境問題、特に温室効果ガスの削減について全力で取り組んでいくことが市長としての責任であると考えております。新ごみ処理施設につきましては、令和7年8月稼働に向けてしっかりと取り組んでまいります。

なお、今まで川人議員からはこの施策についていろいろな叱咤激励のご意見をいただきました。これをしっかりと受けとめまして、しっかりと大きく育て、大きな花が咲くよう尽力してまいります。また、発言の中で、阿波市、板野町、上板町の施設は相当遅れそう

ですとの発言がございました。コロナ禍の中での地元との調整の中で、2回ほど説明会がコロナ禍の中で中止されたところがございますけれども、今のところ順調に予定の範囲内で推移しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。いろいろ叱咤激励ありがとうございました。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） 今までのごみの説明の中で、検討会議とか、検討会議の調査をもってとか、そういうふうなことが非常に多かったんで、これかもらまだ協議とか交渉とか、そういうんが続くと思ひますが、もうあまりくどくど言ひませぬけれども、精魂込めて取り組んでいただけるようによろしくお願ひします。

私も最後になりましたので、総括したいと思ひます。

国民負担率という統計数字によりますと、平成30年度の実績では、個人所得課税、消費課税等の税負担率は25.4%、国民健康保険、介護保険等の社会保障負担率は18.9%で、合計して国民負担率は44.3%まで上昇しています。財政赤字も含む国民負担率は、将来世代の負担としてさらに高い数字となります。少し乱暴ですが、分かりやすく個人に置き換えてみますと、10万円の収入があれば、義務的な負担として4万4,300円が個人負担となっています。義務的な経費が5割に近づいており、行政の担う役割は重要性を増しています。これに伴い、議員お一人お一人には、新ごみ処理施設建設問題をはじめ、市政運営をチェックする本来の議員力が問われています。

最後に、阿波市の10年後、20年後は住みよくなっているでしょうかと問われますと、首をかしげざるを得ません。それは、人材投資にトップの認識が乏しいからです。企業では、新しい時代に向かって従業員の学び直しに力を入れています。美馬市や吉野川市は、IT技術や建築士などの人材確保に貪欲です。時代の曲がり角にあつては、人材投資の財産が生きてくると私は確信しています。今後は、4月からは市民の一人として阿波市の将来を見守りたいと思ひます。どうもありがとうございました。これで全ての質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで10番川人敏男君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第 1号 令和3年度阿波市一般会計補正予算（第9号）について

日程第 3 議案第 2号 令和3年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第 4 議案第 3号 令和3年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第 5 議案第 4号 令和3年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）について
- 日程第 6 議案第 5号 令和4年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 7 議案第 6号 令和4年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 7号 令和4年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 8号 令和4年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第10 議案第 9号 令和4年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について
- 日程第11 議案第10号 令和4年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第11号 令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算につい
て
- 日程第13 議案第12号 阿波市水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第13号 阿波市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 犬墓財産区管理会条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 阿波っ子条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 阿波市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部改正
について
- 日程第20 議案第19号 吉野庄境集会所の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第20号 第2次阿波市総合計画基本構想の変更について
- 日程第22 議案第21号 阿波市道路線の認定について
- 日程第23 議案第22号 阿波市道路線の変更について

○議長（松村幸治君） 次に、日程第2、議案第1号令和3年度阿波市一般会計補正予算
（第9号）についてから日程第23、議案第22号阿波市道路線の変更についてまでの計
22件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質

疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第22号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第1回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

午後3時06分 休憩

午後4時02分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案として、お手元に配付のとおり、議案第23号令和3年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について及び議案第24号阿波市国民健康保険税条例の一部改正についての議案2件が提出されました。

お諮りいたします。

以上2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2を直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

**追加日程第1 議案第23号 令和3年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について**

**追加日程第2 議案第24号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について**

○議長（松村幸治君） 追加日程第1、議案第23号令和3年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について及び追加日程第2、議案第24号阿波市国民健康保険税条例の一部改正についての計2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日追加提案いたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

追加提案しております議案第23号令和3年度阿波市一般会計補正予算（第10号）に

つきましては、追加補正予算額450万円でございます。国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、保育士や放課後児童クラブ支援員などの処遇改善を図るための保育士等処遇改善臨時特例交付金事業でございます。

次に、議案第24号阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、現在の経済情勢及び国民健康保険の運営状況を勘案し、税率を見直すことや、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

この後、議案内容の詳細につきましては担当部長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（松村幸治君） 説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、本日追加提案をさせていただきます議案第23号令和3年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について補足説明をさせていただきます。

令和3年度阿波市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億8,000万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年2月18日提出、阿波市長。

この補正予算（第10号）につきましては、昨年12月に成立いたしました国の補正予算（第1号）による保育、幼児教育の現場で働く人の処遇改善のため追加提案をさせていただくものでございます。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金450万円につきましては、保育士等処遇改善臨時特例交付金でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費450万円につきましては、報酬、給料等で保育士や放課後児童クラブ支援員等を対象として、令和4年2月から収入を3%程度引き上げる措置を実施するものでございます。

以上、議案第23号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） それでは、本議会に追加提案をさせていただきます議案第24号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案第24号をお願いいたします。

阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月18日提出、阿波市長。

今回の改正につきまして、徳島県国民健康保険運営方針では、市町村ごとの保険料水準を表す標準保険料率の算定から資産割を除く方針であり、各市町村においても検討が求められていること並びに現在の経済情勢及び本市の国民健康保険運営の状況を勘案し、国民健康保険税率の見直しを行います。

また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、未就学児に係る均等割の減額規定の新設並びに所要の規定の整備を行います。

以上のことを目的として、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容としましては、令和4年度の国民健康保険税の税率のうち、医療分の資産割で現行の23%から12%に減額し、医療分の平等割で現行の2万5000円から2万円に減額、支援金分の資産割で現行の7%から4%に減額、介護部分の資産割で現行の8%から5%に減額する改正を行います。

また、国保に加入する未就学児を対象に、均等割額を一律に5割軽減します。低所得者軽減が適用される世帯の未就学児については、当該軽減適用後の均等割額を5割軽減いたします。施行日は令和4年4月1日です。

以上、議案第24号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 補足説明が終わりました。

これより追加日程第1、議案第23号令和3年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について及び追加日程第2、議案第24号阿波市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号及び議案第24号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月21日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、2月21日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

22日午前10時から総務常任委員会、24日午前10時から文教厚生常任委員会、25日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は3月2日午前10時再開をいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時12分 散会